

### 3.3 社会的状況

#### 3.3.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の人口、人口密度及び世帯数の状況は表 3.3-1 に、令和5年の人口動態は表 3.3-2 に示すとおりである。

平成12年から令和2年の5年ごとの人口の推移をみると、半田市、武豊町及び碧南市では横ばいから微増傾向であり、美浜町では減少傾向にある。なお西尾市では平成23年に市町村合併が行われており、平成22年から平成27年にかけて人口が急増している。

また、令和5年の人口動態は、武豊町を除き減少傾向にある。

表 3.3-1 人口、人口密度及び世帯数の状況（平成12年～令和2年）

区分	項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
碧南市	人口（人）	67,814	71,408	72,018	71,346	72,458
	男（人）	34,387	36,635	36,670	36,623	37,286
	女（人）	33,427	34,773	35,348	34,723	35,172
	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	1,849	1,947	1,963	1,945	1,975
	世帯数（世帯）	21,176	24,083	25,265	26,477	28,277
半田市	人口（人）	110,837	115,845	118,828	116,908	117,884
	男（人）	55,017	57,626	59,291	58,444	59,364
	女（人）	55,820	58,219	59,537	58,464	58,520
	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	2,337	2,443	2,506	2,465	2,486
	世帯数（世帯）	38,258	42,018	44,869	46,281	49,006
西尾市	人口（人）	100,805	104,321	106,823	167,990	169,046
	男（人）	50,573	52,584	54,066	84,669	85,594
	女（人）	50,232	51,737	52,757	83,321	83,452
	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	625	647	663	1,042	1,049
	世帯数（世帯）	30,845	34,543	36,687	58,951	62,024
美浜町	人口（人）	26,083	26,294	25,178	23,575	22,496
	男（人）	12,717	13,013	12,328	11,514	11,213
	女（人）	13,366	13,281	12,850	12,061	11,283
	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	565	569	545	510	487
	世帯数（世帯）	9,396	9,993	9,700	9,314	9,530
武豊町	人口（人）	39,993	40,981	42,408	42,473	43,535
	男（人）	20,319	20,935	21,615	21,412	22,116
	女（人）	19,674	20,046	20,793	21,061	21,419
	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	1,517	1,554	1,608	1,611	1,651
	世帯数（世帯）	14,171	15,106	16,192	16,724	18,122

注1) 人口及び世帯数は、各年の10月1日における値を示す。

注2) 人口密度は、出典に記載されている令和7年1月1日時点の各市町の面積の値を用いて算出した。なお、衣浦港口埋立地は所属未定のため、算出に使用した各市町の面積の合計には含まれていない。

出典：「平成12年～令和2年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

「令和7年 全国都道府別面積調査（1月1日時点）」（令和7年3月、国土交通省国土地理院）

表 3.3-2 人口動態（令和5年）

項目	自然増減（人）			社会増減（人）				人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	その他の増減	増減	
碧南市	488	789	-301	3,241	3,092	-106	43	-258
半田市	658	1,408	-750	4,755	5,012	-20	-277	-1,027
西尾市	1,106	2,021	-915	6,669	6,568	52	153	-762
美浜町	55	323	-268	1,345	1,363	5	-13	-281
武豊町	305	475	-170	1,868	1,628	14	254	84

注) 転入及び転出には、その他の増減を含む。

出典：「あいちの人口 愛知県人口動向調査結果 年報（2024年）」（愛知県ホームページ）

## (2) 産業の状況

### 1) 産業構造

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和2年における産業別就業者数は、表3.3-3に示すとおりである。

碧南市における産業構造は、第一次産業は1,515人(3.7%)、第二次産業は19,797人(48.7%)、第三次産業は19,362人(47.6%)と第二次産業の就業者の割合が最も高く、他の市町と比べても第二次産業の就業者の割合が高くなっている。

表3.3-3 産業別就業者数(令和2年)

項目	総就業者数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
碧南市	人数(人)	40,674	1,515	19,797
	比率(%)	100.0	3.7	48.7
半田市	人数(人)	63,016	920	24,051
	比率(%)	100.0	1.5	38.2
西尾市	人数(人)	92,755	4,376	42,294
	比率(%)	100.0	4.7	45.6
美浜町	人数(人)	11,758	755	3,496
	比率(%)	100.0	6.4	29.7
武豊町	人数(人)	23,000	372	9,485
	比率(%)	100.0	1.6	41.2

注1) 令和2年10月1日現在の値を示す。

注2) 比率は総就業者に対する比率を示す。また、四捨五入した値を示しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果(統計表)」(愛知県ホームページ)

### 2) 生産量及び生産額等

#### ① 産業別総生産額

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和4年における産業別総生産額は、表3.3-4に示すとおりである。

碧南市における生産額は、産業別には第二次産業の割合が高くなっている。

表3.3-4 産業別総生産額(令和4年)

項目	総生産額	第一次産業	第二次産業	第三次産業
碧南市	生産額(百万円)	484,277	3,564	328,916
	比率(%)	100.0	0.7	67.9
半田市	生産額(百万円)	641,362	3,729	331,281
	比率(%)	100.0	0.6	51.7
西尾市	生産額(百万円)	846,914	19,457	560,473
	比率(%)	100.0	2.3	66.2
美浜町	生産額(百万円)	73,033	2,566	23,063
	比率(%)	100.0	3.5	31.6
武豊町	生産額(百万円)	169,438	1,265	96,384
	比率(%)	100.0	0.7	56.9

注) 比率は総生産額に対する比率を示す。また、数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

出典：「愛知県の市町村民経済計算統計表(2022年度)」(愛知県ホームページ)

## ② 農業

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和2年における農家数は、表3.3-5に示すとおりである。

碧南市の農家総数は728戸で、その半数以上が販売農家であり、経営耕地面積は760haとなっている。

表3.3-5 農家数（令和2年）

単位：戸

市町名	総農家数（戸）	販売農家（戸）	農業経営体数（経営体）			主副業別農家（経営体）				基幹的農業従事者数（人）	経営耕地面積（ha）	
			農業経営体	個人経営	団体経営	法人経営	計	主業	準主業			
碧南市	728	405	417	410	7	7	410	206	39	165	835	760
半田市	440	209	222	209	13	13	209	48	22	139	287	413
西尾市	3,277	1,124	1,200	1,160	40	39	1,160	341	120	699	1,955	3,446
美浜町	632	343	359	352	7	7	352	70	60	222	468	476
武豊町	357	156	163	156	7	7	156	29	23	104	184	228

注) 経営耕地面積はaからhaに変換して記載した。

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

## ③ 林業

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和2年における所有形態別林野面積は、表3.3-6に示すとおりである。

林野面積は西尾市が2,490haと一番広く、次いで美浜町が1,140haである。なお、碧南市は林野を有していない。

表3.3-6 所有形態別林野面積（令和2年）

単位：ha

区分	総計	民有林	国有林
碧南市	—	—	—
半田市	131	131	—
西尾市	2,490	2,490	—
美浜町	1,140	1,140	—
武豊町	243	243	—

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

#### ④ 水産業

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和5年における市町村別漁業経営体数は表3.3-7、令和5年における主要な漁業種類別経営体数は表3.3-8に示すとおりである。碧南市における漁業経営体数は31経営体となっている。

表3.3-7 市町村別漁業経営体数（令和5年）

区分	経営体数（経営体）	就業者数（人）
碧南市	31	69
半田市	-	-
西尾市	375	608
美浜町	73	124
武豊町	-	-

注) 令和5年11月1日現在の値を示す。

出典：「2023年漁業センサス」（愛知県ホームページ）

表3.3-8 主要な漁業種類別経営体数（令和5年）

項目	碧南市	半田市	西尾市	美浜町	武豊町
小型底引き網	6	-	137	5	-
船びき網	8	-	-	-	-
中・小型まき網	-	-	-	-	-
その他の刺網	7	-	21	7	-
小型定置網	-	-	7	9	-
その他の網漁業	-	-	8	-	-
その他のはえ縄	-	-	-	-	-
ひき縄釣	-	-	-	-	-
その他の釣	-	-	-	8	-
潜水器漁業	-	-	2	-	-
採貝・採藻	6	-	167	12	-
その他の漁業	4	-	13	3	-
海面養殖	-	-	20	29	-
合計	31	-	375	73	-

注1) 令和5年11月1日現在の値を示す。

注2) 海面養殖は「魚類養殖」、「かき類養殖」、「その他の貝類養殖」、「その他の水産動物類養殖」、「わかめ類養殖」、「のり類養殖」を含む。

出典：「2023年漁業センサス」（愛知県ホームページ）

## ⑤ 製造業

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和元年における製造業の状況は、表 3.3-9 に示すとおりである。

碧南市における事業所数は 316 事業所であり、従業員数は 16,805 人、製造品出荷額等は 960,677 百万円となっている。

表 3.3-9 製造業の状況（令和元年）

項目	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
碧南市	316	16,805	960,677
半田市	227	18,054	842,991
西尾市	571	40,500	1,746,082
美浜町	39	1,104	50,170
武豊町	80	6,895	282,411

出典：「2020年確報 地域別統計表」（経済産業省ホームページ）

## ⑥ 商業

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和3年における商業の状況は、表 3.3-10 に示すとおりである。

碧南市における事業所数は 563 事業所となっており、従業員数は 4,061 人となっている。

表 3.3-10 商業の状況（令和3年）

項目	事業所数（事業所）	従業者数（人）
碧南市	563	4,061
半田市	908	8,384
西尾市	1,392	10,486
美浜町	147	1,336
武豊町	189	1,662

出典：「令和3年経済センサス-経済センサス 活動調査 卸売業、小売業」（総務省統計局ホームページ）

### 3.3.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和5年における地目別土地面積は、表3.3-11に示すとおりである。

碧南市における令和5年の行政面積は3,668haであり、利用されている地目として宅地が1,581ha(43.1%)と最も多く、次いで農地の900ha(24.5%)となっている。

事業実施想定区域周辺の土地利用の現況は図3.3-1に示すとおりであり、事業実施想定区域の周辺における土地利用用途は、主に公共施設等用地となっており、発電所等が立地している。

表3.3-11 地目別土地面積の状況(令和5年)

地目	碧南市		半田市		西尾市		美浜町		武豊町	
	面積 (ha)	比率 (%)								
農地	900	24.5	690	14.6	5,110	31.7	1,130	24.5	422	16.0
森林	-	-	131	2.8	2,486	15.4	1,135	24.6	266	10.1
原野等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	375	10.2	237	5.0	1,248	7.7	226	4.9	92	3.5
道路	401	10.9	556	11.7	1,336	8.3	360	7.8	275	10.4
宅地	1,581	43.1	1,991	42.0	3,229	20.0	496	10.7	1,007	38.2
その他	411	11.2	1,138	24.0	2,712	16.8	1,273	27.6	575	21.8
行政面積	3,668	100.0	4,742	100.0	16,122	100.0	4,620	100.0	2,637	100.0

注1) 面積はすべて令和5年の値を示し、行政面積は10月1日、農地は7月15日、森林、原野等、水面・河川・水路は3月31日時点の数値である。

注2) 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。地目別面積は固定資産課税台帳記載面積の積み上げのため、その合計は国土地理院による総面積とは必ずしも一致しない。

注3) 比率は総面積に対する比率を示す。

注4) 「-」は皆無又は該当事実のないものを示す。

出典：「2023年版 土地に関する統計年報」（愛知県ホームページ）

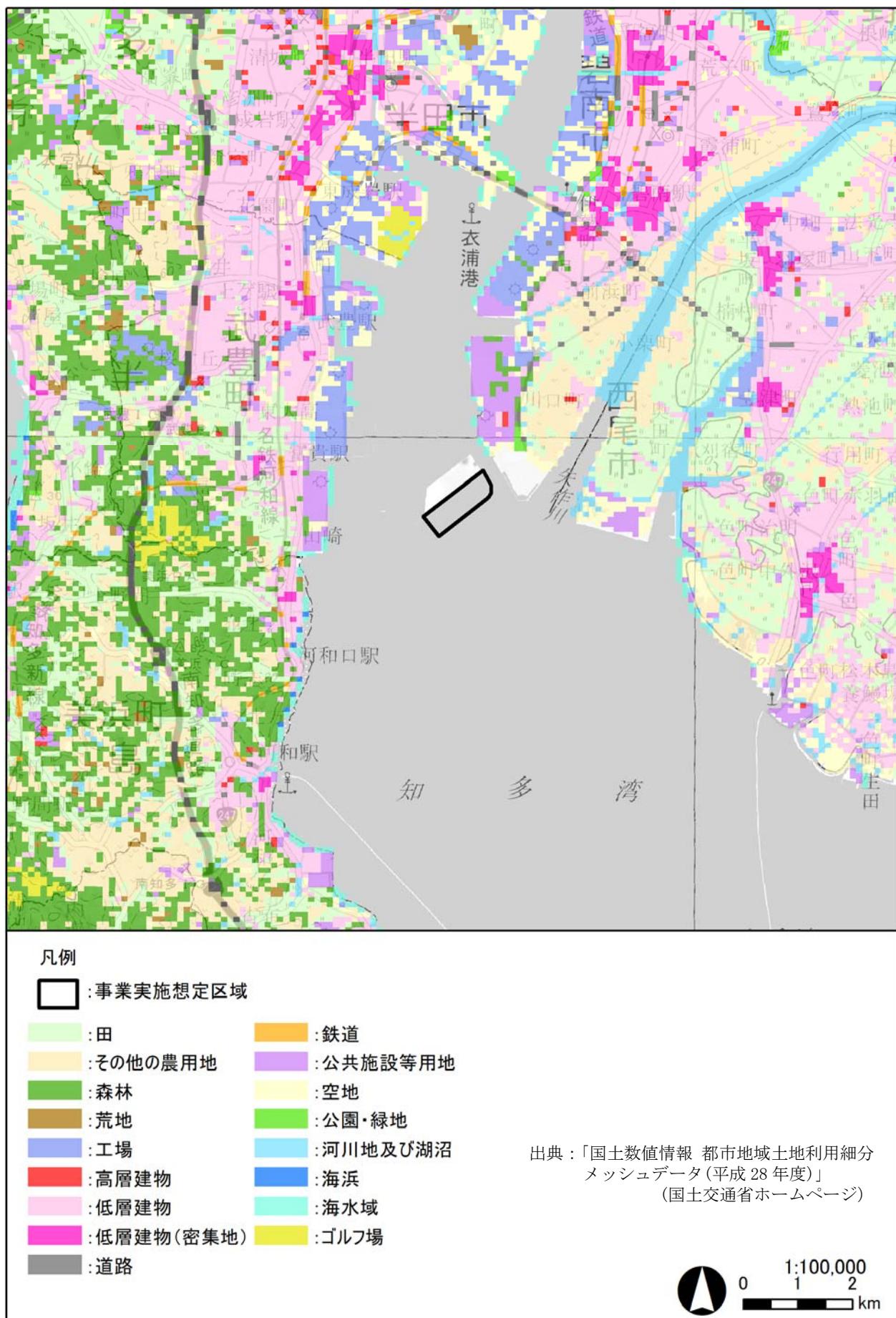


図 3.3-1 土地利用の現況

## (2) 土地利用規制の状況

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和5年における「都市計画法」（昭和43年法律100号）に基づく用途地域の指定状況は、図3.3-2及び表3.3-12に示すとおりであり、事業実施想定区域周辺は工業専用地域に指定されている。なお、事業実施想定区域に隣接する衣浦ポートアイランドは、都市計画区域外である。

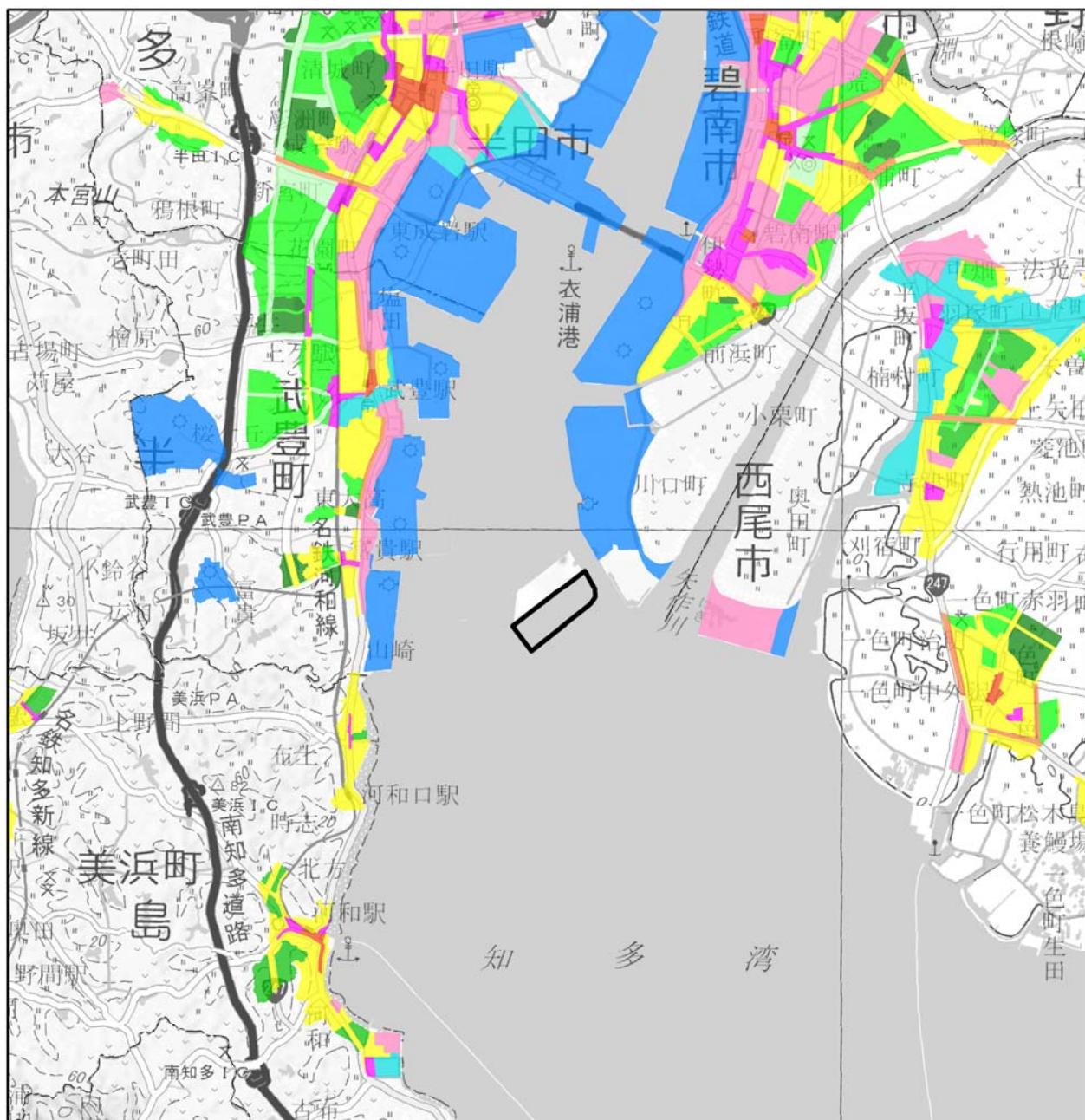
表3.3-12 用途地域別面積（令和5年）

地目	碧南市		半田市		西尾市		美浜町		武豊町	
	面積 (ha)	比率 (%)								
第一種低層住居専用地域	75	3.5	276	10.0	63	2.2	—	—	46	4.2
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	73	2.5	72	14.1	—	—
第一種中高層住居専用地域	266	12.6	346	12.5	403	14.0	—	—	233	21.2
第二種中高層住居専用地域	25	1.2	112	4.0	35	1.2	—	—	29	2.6
第一種住居地域	493	23.3	566	20.4	1,000	34.7	373	72.9	165	15.0
第二種住居地域	19	0.9	30	1.1	70	2.4	10	2.0	8	0.7
準住居地域	33	1.6	24	0.9	149	5.2	—	—	19	1.7
近隣商業地域	111	5.2	85	3.1	94	3.3	25	4.9	28	2.5
商業地域	18	0.9	45	1.6	63	2.2	7	1.4	5	0.5
準工業地域	390	18.4	366	13.2	327	11.3	12	2.3	95	8.6
工業地域	25	1.2	178	6.4	400	13.9	13	2.5	28	2.5
工業専用地域	662	31.3	739	26.7	208	7.2	—	—	445	40.4
総面積（市街化区域）	2,117	100.0	2,768	100.0	2,885	100.0	512	100.0	1,101	100.0

注1) 令和5年1月1日現在の値を示す。

注2) 比率は総面積に対する比率を示す。また、数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

出典：「土地に関する統計年報」（愛知県ホームページ）



#### 凡例

<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	事業実施想定区域
<span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種低層住居専用地域
<span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第二種低層住居専用地域
<span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種中高層住居専用地域
<span style="background-color: lightgreen; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第二種中高層住居専用地域
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第一種住居地域
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	第二種住居地域
<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	準住居地域
<span style="background-color: magenta; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	近隣商業地域
<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	商業地域
<span style="background-color: pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	準工業地域
<span style="background-color: cyan; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	工業地域
<span style="background-color: blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	工業専用地域

出典：「国土数値情報 用途地域データ（平成23年）」（国土交通省ホームページ）  
「碧南市都市計画情報提供サービスWeb版」（碧南市ホームページ）  
「はんだマップ」（半田市ホームページ）  
「にしたんマップ 西尾市地図情報サービス」（西尾市ホームページ）  
「たけとよマップ」（武豊町ホームページ）  
「美浜町都市計画マップ」（美浜町ホームページ）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-2 用途地域の指定状況

### 3.3.3 海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 海域の利用状況

事業実施想定区域の周辺海域における海面漁業権の内容は表 3.3-13、漁業権位置図は図 3.3-3 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周辺海域において、海面共同漁業権が 8 件、区画漁業権が 13 件設定されている。

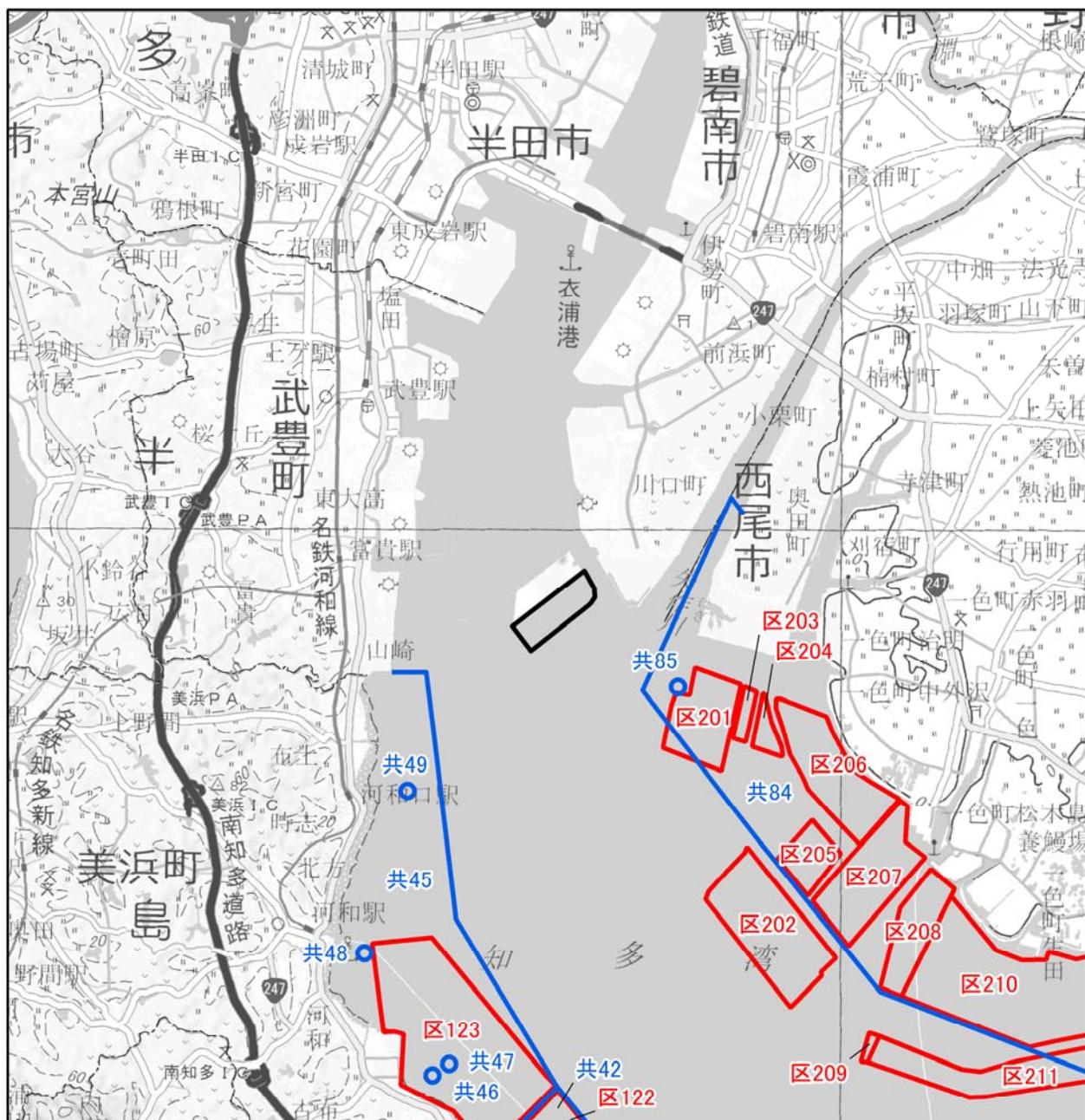
表 3.3-13 海面漁業権の内容

免許番号	免許の内容							
	種別	漁業種類		漁業の時期	存続期間	漁業権者	漁場の位置	
共 42	共同漁業権	第 1 種	あさり、はまぐり、さるぼう、かき、にし、ばい、うちむらさき、おごのり、わかめ、なまこ、えむし漁業	1/1~12/31	R5/9/1~R15/8/31	大井漁業協同組合	南知多町大字豊丘地先	
共 45 <sup>注1</sup>		第 2 種	角建網漁業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字河和地先	
共 46		第 1 種	あさり、はまぐり、ばかがい、さるぼう、かき、にし、つめたがい、ばい、おおのがい、まてがい、みるくい、たいらぎ、うちむらさき、あかがい、しおふき、かがみがい、わかめ、なまこ、えむし漁業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字古布地先	
共 47		第 2 種	角建網漁業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字河和地先	
共 48		第 3 種	つきいそ漁業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字河和地先	
共 49		第 3 種	つきいそ漁業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字時志地先	
共 84 <sup>注2</sup>		第 1 種	あさり、はまぐり、ばかがい、さるぼう、かき、にし、つめたがい、ばい、おおのがい、みるくい、たいらぎ、しじみ、しおふき、おごのり、あおのり、わかめ、なまこ、えむし、たこ漁業			衣崎漁業協同組合 西三河漁業協同組合	西尾市地先	
共 85		第 2 種	いそ建網漁業			西三河漁業協同組合	西尾市港町地先	
区 122		第 1 種	のり養殖業		9/1~5/31	大井漁業協同組合	南知多町大字豊丘地先	
区 123		第 1 種	のり、わかめ養殖業			美浜町漁業協同組合	美浜町大字古布地先	
区 201		第 1 種	のり養殖業			西尾市港町地先		
区 202		第 1 種	のり、わかめ養殖業	10/1~3/31		西尾市一色町地先		
区 203	区画漁業権	第 1 種	のり養殖業	9/1~5/31	R5/9/1~R10/8/31	西尾市港町地先		
区 204		第 1 種	のり、わかめ養殖業			西尾市一色町小藪船江西地先		
区 205		第 1 種	のり養殖業			西尾市一色町細川西実録地先		
区 206		第 1 種	のり、かき垂下式養殖業	1/1~12/31		西尾市一色町小藪船江西地先		
区 207		第 1 種	のり、かき垂下式養殖業			西尾市一色町坂田新田地先		
区 208		第 1 種	のり養殖業	9/1~5/31		衣崎漁業協同組合	西尾市一色町生田地先	
区 209		第 1 種	わかめ養殖業	10/1~3/31				
区 210		第 1 種	のり養殖業	9/1~5/31				
区 211		第 1 種	わかめ養殖業	10/1~3/31				

注1) 河和港のうち防波堤に囲まれた港内区域を除く。

注2) 14号地護岸より30mの区域及び吉田港のうち防波堤に囲まれた港内区域を除く。

出典：「漁業権」（愛知県ホームページ）



凡例

□: 事業実施想定区域

■: 共同漁業権

■: 区画漁業権

出典: 「漁業権」 (愛知県ホームページ)

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-3 漁業権図 (海域)

## (2) 地下水の利用状況

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町における井戸の利用状況は、表 3.3-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周辺では、主に生活用井戸や工業用井戸として利用されている。

表 3.3-14 井戸の状況

単位：件

市町名	生活用井戸	都市用井戸	工業用井戸	農業用井戸	その他の井戸	不明
碧南市	1	0	5	3	2	0
半田市	15	10	31	0	9	0
西尾市	2	1	6	7	6	3
美浜町	1	12	27	0	9	1
武豊町	0	2	9	0	3	1

注) 昭和27年度から令和5年度までの確認状況を示す。なお、本表に掲載の井戸数は出典資料（全国地下水資料台帳）に記載された井戸を対象に整理したものである。

出典：「全国地下水資料台帳」（国土交通省土地・水資源局ホームページ）

### 3.3.4 交通の状況

#### (1) 陸上交通

##### 1) 道路

事業実施想定区域周辺における主要な道路の状況は、図 3.3-4 に示すとおりである。主要な道路としては、一般国道 247 号、半田常滑線、碧南半田常滑線等がある。

また、主要な道路における令和 3 年度の調査結果は、表 3.3-15 に示すとおりである。一般国道 247 号の平日の昼間（7 時～19 時）の 12 時間交通量は 5,690～19,269 台、全日（7 時～翌 7 時）の 24 時間交通量は、7,169～26,399 台となっている。

表 3.3-15(1) 交通量の調査結果（令和 3 年度）

道路種別	路線名	調査単位 区間番号	調査地点	交通量上下合計（台）	
				昼間	全日
一般国道	一般国道 247 号	12150	－	8,179	10,387
		14230	美浜町大字上野間	8,696	11,044
		12190	美浜町古布	8,196	10,573
		12210	美浜町河和北田面	9,565	12,339
		12230	－	12,015	15,740
		12235	半田市東郷町 3 丁目	19,269	26,399
		12240	－	14,133	18,938
		12250	半田市浜田町 2 丁目	14,232	18,804
		12280	－	17,672	24,211
		12290	碧南市浜田町四丁目	15,118	20,409
		12295	西尾市小鷲町 4 丁目	14,392	19,141
		12310	西尾市一色町赤羽北荒子	8,075	10,336
		12315	西尾市一色町味浜上長割	5,690	7,169
		12320	西尾市一色町対米	7,883	10,011
主要地方道	半田南知多公園線 (南知多道路)	40190	上り：半田市稻荷町 1 丁目 下り：武豊町鳴田	12,477	15,382
		40200	上り：武豊町大字南曾原 下り：美浜町大字布土坊之奥	9,994	12,319
		40210	上り：美浜町北方井柳 下り：美浜町浦戸大沢	6,396	7,924
	豊田一色線	40430	西尾市一色町味浜堤西	7,997	10,076
	半田常滑線	41270	半田市彦洲町 2 丁目	21,514	26,356
		41283	半田市新浜町	23,663	33,128
		41281	－	12,119	15,876
	西尾幸田線	41490	西尾市寺津 3 丁目	15,121	19,657
	岡崎碧南線	41620	西尾市羽塚町本郷	10,449	13,375
		41630	西尾市西小鷲町道前	7,120	9,042
		41640	碧南市志貴町二丁目	4,095	5,119
		41650	碧南市本郷町 2 丁目	5,965	7,635
	安城碧南線	41710	碧南市中後町一丁目	8,107	10,296
	名古屋碧南線	41990	－	6,459	8,138
	半田南知多線	42050	美浜町大字河和	3,623	4,244
		42060	－	1,574	1,889
		42070	武豊町七号地	14,381	19,127
	名古屋半田線 (知多半島道路)	42315	上り：半田市北滑草町 下り：半田市彦洲町 4 丁目	20,820	25,728
	武豊小鈴谷線	43050	武豊町字道崎	5,780	7,255

表 3.3-15(2) 交通量の調査結果（令和3年度）

道路種別	路線名	調査単位区間番号	調査地点	交通量上下合計（台）	
				昼間	全日
一般県道	半田停車場線	60210	半田市源平町	4,744	5,977
	衣浦西港線	62550	半田市港本町2丁目	8,654	14,712
	知多半田停車場線	62560	-	6,252	7,878
	碧南半田常滑線	62575	碧南市港本町	13,695	17,940
		62580	半田市十一号地	13,735	17,845
		62590	半田市新栄町	16,813	23,034
	武豊港線	62690	-	3,748	4,685
	大谷富貴線	62700	武豊町富貴	5,073	6,088
		62710	-	2,048	2,519
	上野間布土線	62720	美浜町大字上野間	4,170	5,213
	小鈴谷河和線	62730	美浜町北方字山鼻	6,270	7,900
	奥田河和線	62750	美浜町河和北田面	6,957	8,835
	野間河和線	62780	-	952	1,123
	内海美浜線	62800	美浜町古布	1,641	1,986
	米津碧南線	62980	碧南市鷺塚町五丁目	13,889	18,611
		62990	-	7,865	9,989
	道場山安城線	63100	-	7,772	9,870
		63127	-	7,981	10,136
	西尾新川港線	63225	-	7,799	9,905
		63235	碧南市踏分町1丁目内	7,661	10,036
	新川町停車場線	63240	-	3,225	4,031
	平坂福清水線	63250	碧南市矢繩町一丁目	11,326	14,611
	碧南高浜環状線	63260	碧南市幸町七丁目	8,507	10,804
	大浜港線	63300	-	3,220	3,993
	刈宿住崎線	63320	西尾市国森町切神	9,405	12,132
	蒲郡碧南線	64390	-	10,212	13,173
	半田環状線	65350	武豊町字祠峯2丁目	14,346	19,367
		65360	-	12,190	15,969
	一色港線	65430	-	2,496	3,070

注1) 昼間は、午前7時～午後7時、全日は午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時の測定結果を示す。また、調査地点の「-」は出典に記載がないことを示す。

注2) 斜字体は交通量の調査対象としなかった交通量調査単位区間であり、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成27年度交通量を用いた推定値である。また、主要地方道（指定市の主要市道を含む）等については、「地域推定」を基本とした交通量の推定値である。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）

## 2) 鉄道

事業実施想定区域周辺における鉄道の状況は、図 3.3-4 に示すとおりである。

東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海) 武豊線、名古屋鉄道株式会社三河線、河和線等が整備され、主要な都市間交通等として利用されている。



図 3.3-4 陸上交通及び海上交通の状況並びに交通量調査地点の位置

## (2) 海上交通

事業実施想定区域周辺海域における航路の位置は、図 3.3-4 に示すとおりであり、名鉄海上観光船及び西尾市営渡船の航路が存在する。

また、衣浦港における令和 5 年度の海上交通量の状況は、表 3.3-16 に示すとおりである。令和 5 年の衣浦港の総入港船舶隻数は年間 5,243 隻となっている。

表 3.3-16 海上交通量の状況（令和 5 年度）

港湾	総入港船舶数		外航		内航	
	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)
衣浦港	5,243	16,228	503	12,253	4,740	3,975

港湾	外国貿易			内国貿易		
	計 (千 t)	輸出 (千 t)	輸入 (千 t)	計 (千 t)	移出 (千 t)	移入 (千 t)
衣浦港	13,231	423	12,807	4,310	1,673	2,637

出典：「愛知県港湾統計（令和5年）」（愛知県ホームページ）

### 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### (1) 学校、病院等

事業実施想定区域周辺の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の施設数は、表 3.3-17 に示すとおりである。また、事業実施想定区域周辺の学校、病院等の位置は、図 3.3-5 及び図 3.3-6 に示すとおりである。

事業実施想定区域に最寄りの学校及び病院等としては、西約 3.1km に武豊町立富貴小学校、北西約 4.5km に杉石病院がある。

#### (2) 住宅

事業実施想定区域周辺は、主に工業専用地域に指定されているが、図 3.3-2 に示すとおり事業実施想定区域から西約 2.5km に第一種住居地域及び第二種住居地域、北北東約 3.0km に第一種住居地域が存在する。

最寄り住居は、事業実施想定区域北東側約 2.0km の碧南市川口町の集落内に存在する。

表 3.3-17 学校、病院等の施設数

区分	児童福祉施設・学校教育施設・社会教育施設								
	保育所	幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校	図書館
碧南市	12	4	3	6	4	4	0	0	3
半田市	9	5	1	8	3	4	0	1	1
西尾市	12	1	1	8	3	1	0	0	1
美浜町	3	0	1	3	1	0	1	0	1
武豊町	10	0	1	4	2	1	0	0	1

区分	医療施設		高齢者福祉施設
	病院	診療所	養護老人ホーム等
碧南市	4	1	7
半田市	2	3	8
西尾市	1	0	3
美浜町	1	1	0
武豊町	2	1	3

出典：「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「幼稚園一覧 公立幼稚園（碧南市運営）」（碧南市ホームページ）

「「幼稚園」令和7年度幼稚園・認定こども園（短時間）入園案内」（半田市ホームページ）

「幼稚園・認定こども園の紹介」（西尾市ホームページ）

「保育所・こども園・幼稚園」（美浜町ホームページ）

「子育て・福祉関連施設」（武豊町ホームページ）

「認定こども園一覧表」（愛知県ホームページ）

「学校一覧」（愛知県ホームページ）

「大学一覧」（愛知県大学情報ポータルサイト）

「特別支援学校」（愛知県ホームページ）

「碧南市民図書館」（碧南市民図書館ホームページ）

「半田市立図書館・亀崎図書館」（半田市ホームページ）

「西尾市立図書館」（西尾市立図書館ホームページ）

「武豊町立図書館」（武豊町立図書館ホームページ）

「美浜町図書館」（美浜町図書館ホームページ）

「愛知県内の医療機関名簿について」（愛知県ホームページ）

「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

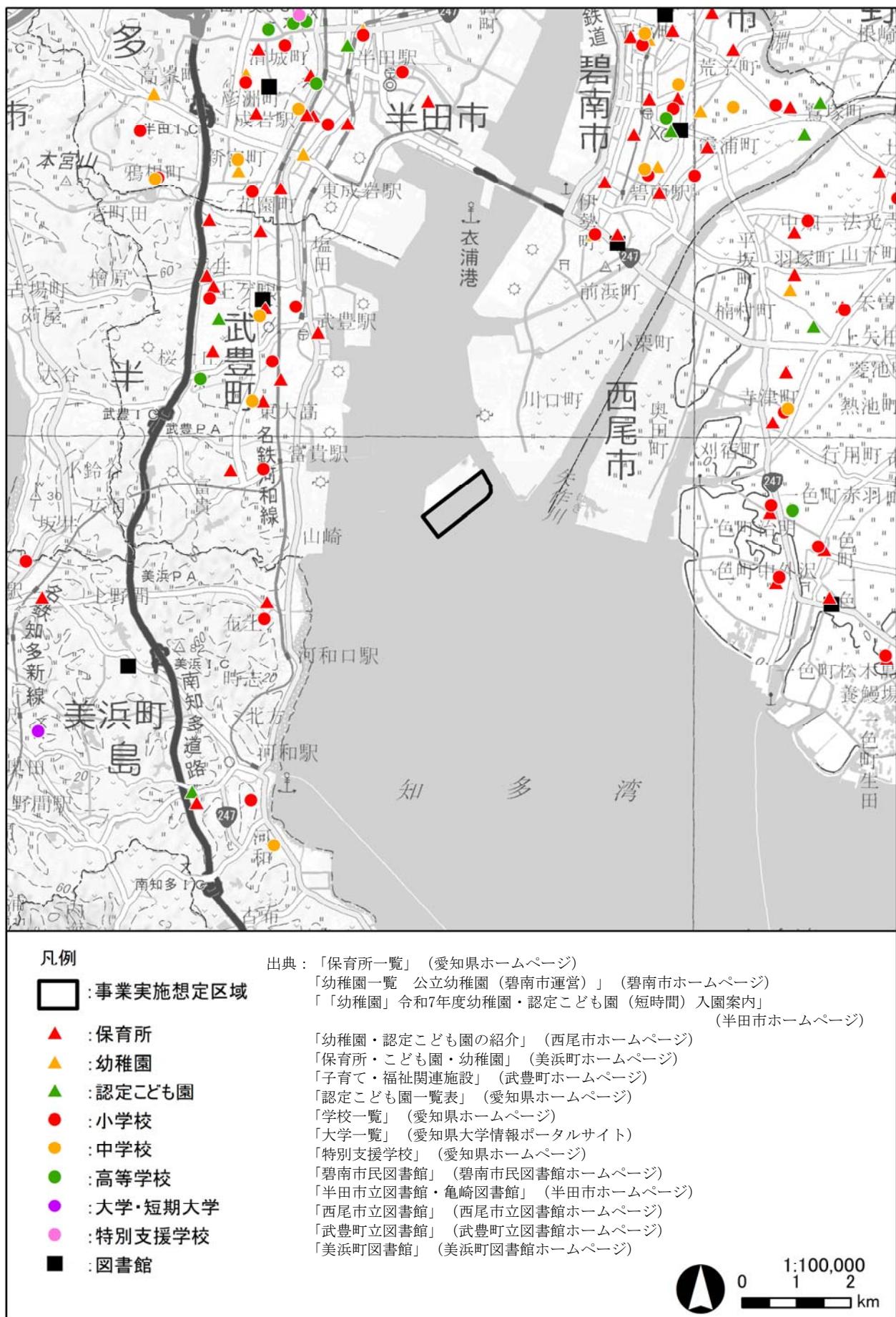
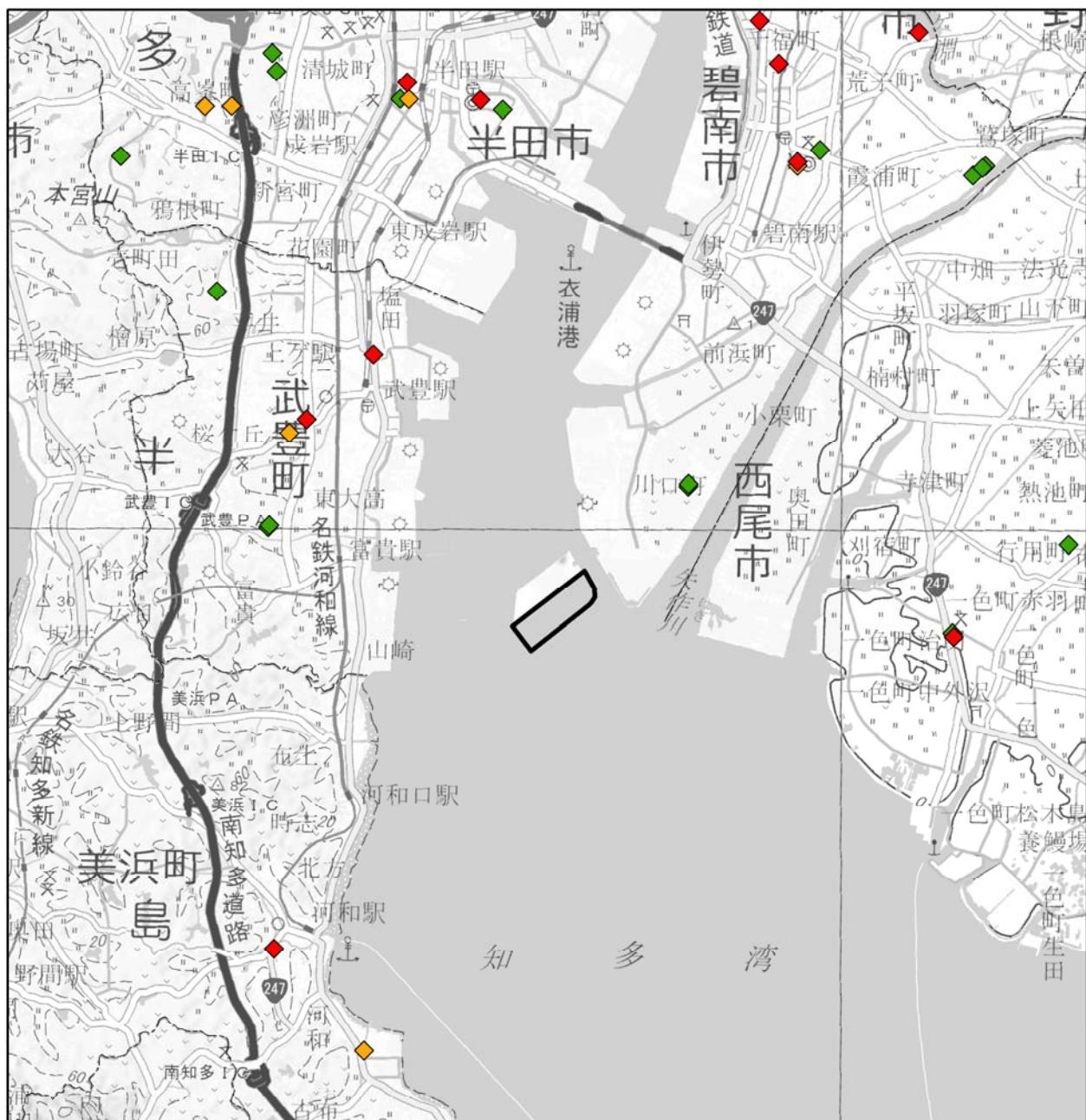


図 3.3-5 学校等の位置



出典：「愛知県内の医療機関名簿について」（愛知県ホームページ）  
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-6 病院等の位置

### 3.3.6 下水道の整備状況

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和6年度末における下水道の整備状況は、表3.3-18に示すとおりである。

碧南市の下水道普及率は92.8%と最も高く、次いで半田市、武豊町が高くなっている。

表3.3-18 下水道の整備状況（令和6年度末）

項目	住民基本台帳人口 (A) (千人)	下水道処理人口 (B) (千人)	普及率 (B) / (A) (%)
碧南市	72.1	66.9	92.8
半田市	115.8	103.6	89.5
西尾市	169.3	132.2	78.1
美浜町	20.4	0.0	0.0
武豊町	43.3	35.4	81.7

出典：「汚水処理人口普及率」（愛知県ホームページ）

### 3.3.7 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

愛知県及び碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の令和5年度の一般廃棄物の処理状況は、表3.3-19及び表3.3-20に示すとおりである。

愛知県の一般廃棄物の総排出量は2,282,051tであり、総資源化量は503,617t、最終処分量は143,255tとなっている。

碧南市の一般廃棄物の総排出量は25,676tであり、西尾市、半田市に次いで3番目に総排出量が多い。総資源化量は3,787tであり、5市町中4番目に総資源化量が多くなっている。

表3.3-19 愛知県における一般廃棄物の処理状況（令和5年度）

項目	重量(t)
排出量(t/年)	収集ごみ量
	直接搬入ごみ量
	自家処理量
	集団回収量
	合計
処理量(t/年)	直接埋立量
	直接焼却量
	焼却以外の中間処理量
	直接資源化量
	合計
総資源化量(t/年)	施設処理に伴う資源化量
	直接資源化量
	集団回収量
	合計
最終処分量(t/年)	直接埋立量
	焼却残渣量
	焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量
	合計

出典：「令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

表 3.3-20 調査地域における一般廃棄物の処理状況（令和5年度）

項目		碧南市	半田市	西尾市	美浜町	武豊町
総排出量 (t/年)	収集ごみ量	19,442	26,657	49,396	5,452	11,175
	・可燃ごみ量	16,731	23,202	43,337	4,742	7,486
	・不燃ごみ量	338	1,167	762	—	260
	・資源ごみ量	1,801	2,274	5,042	710	3,429
	・その他ごみ量	—	—	—	—	—
	・粗大ごみ量	572	14	255	—	—
	直接搬入ごみ量	5,980	8,531	8,034	1,493	3,382
	うち資源ごみ量	607	7,165	2,951	1,017	2,625
	集団回収量	254	2,055	1,497	122	159
	合計	25,676	37,243	58,927	7,067	14,716
処理しなければならない ごみの量 <sup>注</sup> (t/年)		23,014	25,749	49,437	5,218	8,503
総資源化量(t)		3,787	11,494	10,094	1,670	6,237

注) 「処理しなければならないごみの量」 = 「ごみの総排出量」 - (「収集資源ごみ量」 + 「直接搬入資源ごみ量」 + 「集団回収量」)

出典：「令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

## (2) 産業廃棄物

愛知県における令和4年度の産業廃棄物の発生量は、表 3.3-21 に示すとおりである。

産業廃棄物の発生量は約 19,018 千 t であり、このうち製造業が約 9,048 千 t で最も多く、次いで建設業が約 4,467 千 t となっている。

表 3.3-21 産業廃棄物の業種別発生量（令和4年度）

単位：千 t

業種	発生量	減量化量	資源化量	有償物量		再利用量		最終処分量	その他量
				有償物量	再利用量	最終処分量	その他量		
製造業	9,048	1,479 (16.4%)	7,262 (80.3%)	3,603 (39.8%)	3,659 (40.4%)	306 (3.4%)	0 (0.0%)		
建設業	4,467	225 (5.0%)	3,991 (89.4%)	5 (0.1%)	3,986 (89.2%)	250 (5.6%)	1 (0.0%)		
農業、林業	2,491	1,366 (54.9%)	1,122 (45.1%)	0 (0.0%)	1,122 (45.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)		
電気・ 水道業等	2,164	403 (18.6%)	1,426 (65.9%)	201 (9.3%)	1,225 (56.6%)	335 (15.5%)	0 (0.0%)		
その他	849	182 (21.4%)	563 (66.3%)	97 (11.4%)	466 (54.9%)	104 (12.3%)	0 (0.0%)		
合計	19,018	3,655 (19.2%)	14,364 (75.5%)	3,906 (20.5%)	10,459 (55.0%)	996 (5.2%)	2 (0.0%)		

注1) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

注2) ( ) は発生量に対する割合を示す。

出典：「令和4年度産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県環境局）

3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、表3.3-22に示すとおり定められている。

表3.3-22 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下でありかつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が長期基準(15μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	
		1日平均の年間98パーセンタイル値が短期基準(35μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。  
 4. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。  
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企143号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 3.3-23 に示すとおり定められており、地域の類型は表 3.3-24 に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺における類型指定の状況は、図 3.3-7 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は B 地域及び環境基準の適用範囲外の区域である。

表 3.3-23 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上の区間に限る。）及び一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）

表 3.3-24 騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

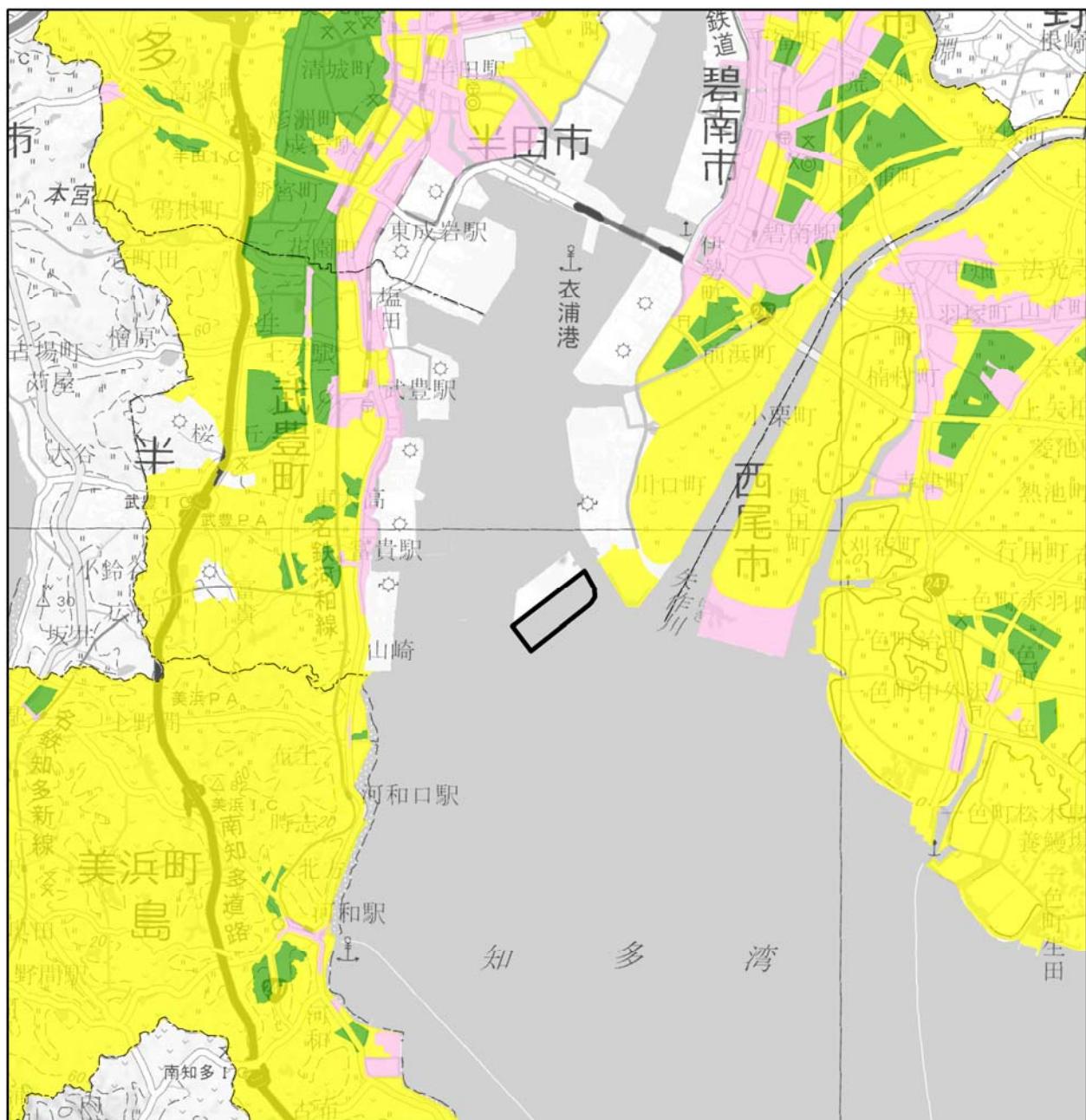
注2) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年碧南市告示第9号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年半田市告示第20号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年西尾市告示第14号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）



凡例

□ : 事業実施想定区域

■ : A地域

■ : B地域

■ : C地域

出典 : 「騒音に係る環境基準の地域の類型」 (平成24年碧南市告示第9号)  
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」 (平成24年半田市告示第20号)  
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」 (平成24年西尾市告示第14号)  
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」 (平成11年愛知県告示第261号)

1:100,000  
 0 1 2 km

図 3.3-7 環境基準の類型指定 (騒音)

### ③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、公共用水域については表 3.3-25、地下水については表 3.3-26 に示すとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周辺における水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定状況は、図 3.3-8 に示すとおりである。事業実施想定区域は、水素イオン濃度等の一般項目については A 類型、全窒素及び全燐については II 類型、全亜鉛等については生物 A 類型に指定されている。なお、三河湾における底層溶存酸素量 (D0) の類型指定は、今後行われる予定である。

表 3.3-25(1) 水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.3-25(2) 水質汚濁に係る環境基準

b. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・一般項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級・水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

7. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.3-25(3) 水質汚濁に係る環境基準

c. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.3-25(4) 水質汚濁に係る環境基準

d. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・一般項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考：1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1級：マダイ・ブリ・ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ・ノリ等の水産生物用

注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.3-25(5) 水質汚濁に係る環境基準

e. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・栄養塩類)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考: 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.3-25(6) 水質汚濁に係る環境基準

f. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考: 基準値は、年間平均値とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.3-25(7) 水質汚濁に係る環境基準

g. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・底層溶存酸素量)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考: 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

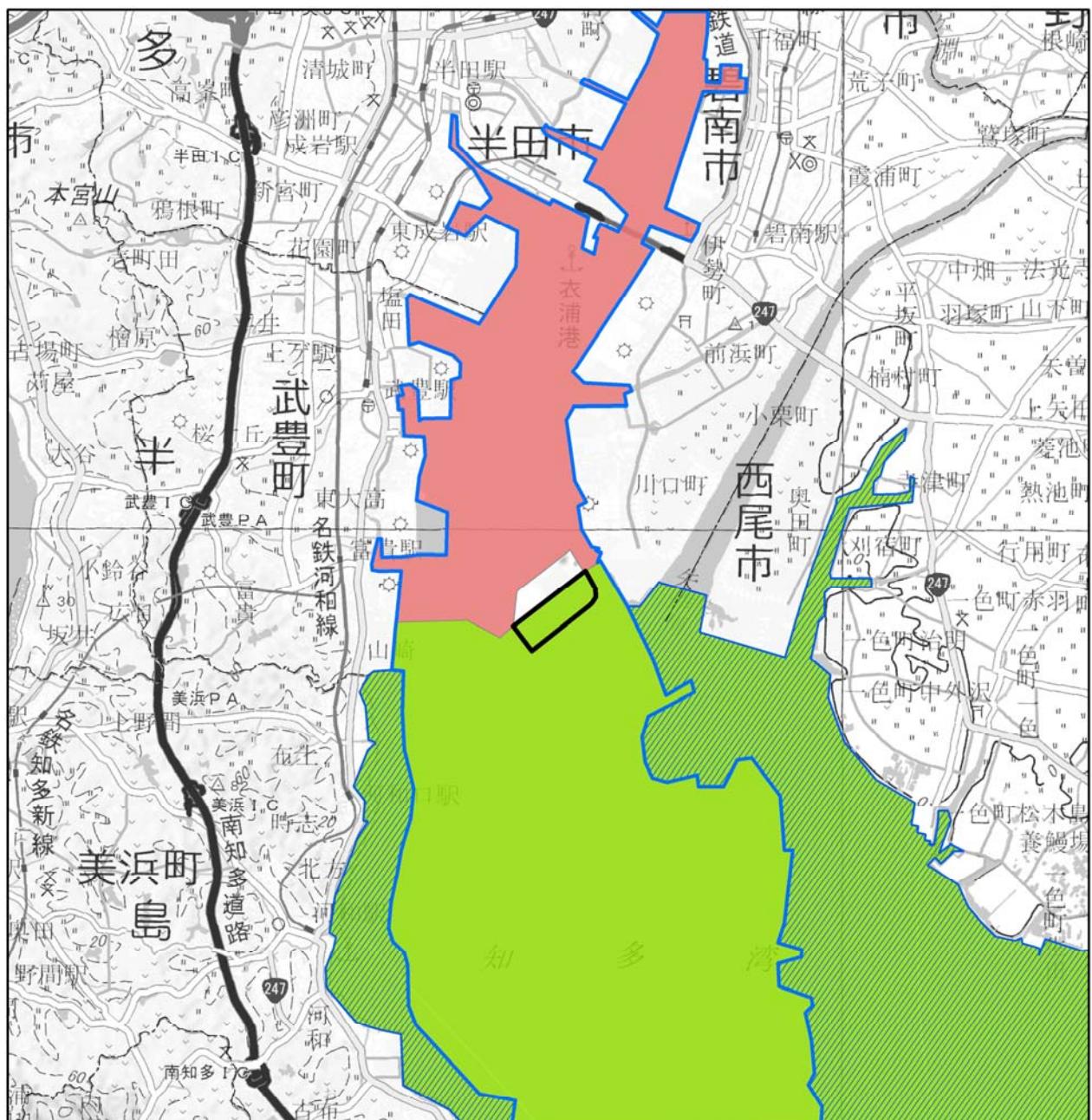
表 3.3-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。  
 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）



凡例

- : 事業実施想定区域
- : BOD・COD等に関する類型 A類型(衣浦湾)
- : 全窒素・全燐に関する類型 II類型(三河湾(ハ))
- : BOD・COD等に関する類型 C類型(衣浦港南部)
- : 全窒素・全燐に関する類型 IV類型(三河湾(イ))
- : 亜鉛等に関する類型 生物特A類型(三河湾(ハ))
- : 亜鉛等に関する類型 生物A類型(三河湾(イ))

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県ホームページ）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-8 環境基準の類型指定（海域）

#### ④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 3.3-27 に示すとおり定められている。

表 3.3-27 土壌の汚染に係る環境基準

物質名	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg/L 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg/L 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg/L 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg/L 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg/L 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg/L 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg/L 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg/L 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg/L 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg/L 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg/L 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg/L 以下であること。

備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、表3.3-28に示すとおり定められている。

表3.3-28 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

注1) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について適用しない。

注2) 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注4) 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

## 2) 規制基準等

### ① 大気汚染

大気汚染に関しては「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 7 号）、「大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 30 日愛知県条例第 4 号）等に基づき、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められている。

#### (7) いおう酸化物に関する基準

いおう酸化物については、「大気汚染防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、地域の区分ごとに定められた規制基準が適用される。

なお、「県民の生活環境の保全等に関する条例」における指定地域及び基準値は「大気汚染防止法」と同様の規制が定められている。

また、碧南市、半田市及び武豊町は、「大気汚染防止法」第三条に基づく特別排出基準の適用区域になっている。

#### (イ) ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。また、「大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例」により、ばい煙発生施設の種類や規模によって上乗せ排出基準が設定されている。

#### (ウ) 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

#### (イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）に基づく対策地域に碧南市、半田市、西尾市（旧一色町、吉良町及び幡豆町を除く）及び武豊町が指定されている。

## ② 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴い発生する騒音の規制基準や、自動車騒音に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

### (7) 工場騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく指定地域内の特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.3-29、規制区域の指定状況は図 3.3-9 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は第3種区域及び規制基準の適用範囲外の区域である。

また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.3-30、規制区域の指定状況は図 3.3-10 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は、「その他の地域」に指定されている。

表 3.3-29 特定工場等に係る騒音の規制基準（騒音規制法）

地域の区分	用途地域	時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 及び田園住居地域	45 dB	40 dB	40 dB
第2種区域	第1種住居地域、 第2種住居地域及び 準住居地域	50 dB	45 dB	40 dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60 dB	55 dB	50 dB
第4種区域	工業地域	70 dB	65 dB	60 dB

備考：1. 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。  
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。（1の適用を受ける区域は除く。）

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（平成24年碧南市告示第10号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制基準等の設定」（半田市告示）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第47号）

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年愛知県告示第799号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年愛知県告示第800号）

表 3.3-30 敷地境界における騒音の規制基準（県条例）

地域の区分 (用途地域)	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域及び 田園住居地域	45 dB	40 dB	40 dB
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 及び準住居地域	50 dB	45 dB	40 dB
近隣商業地域、商業地域及び 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業地域	70 dB	65 dB	60 dB
工業専用地域	75 dB	75 dB	70 dB
その他の地域	60 dB	55 dB	50 dB

備考：1. 表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。  
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年規則第87号）

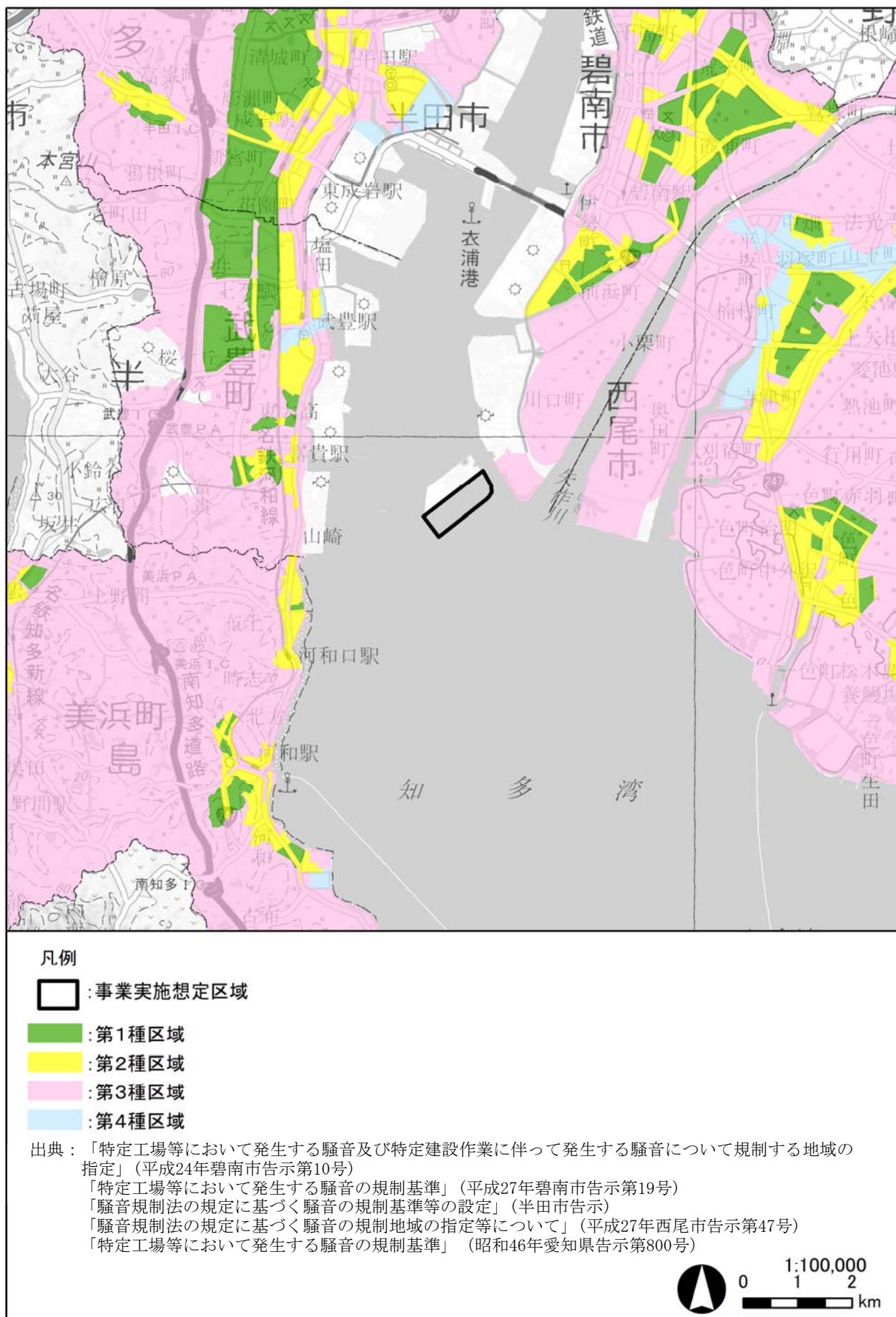
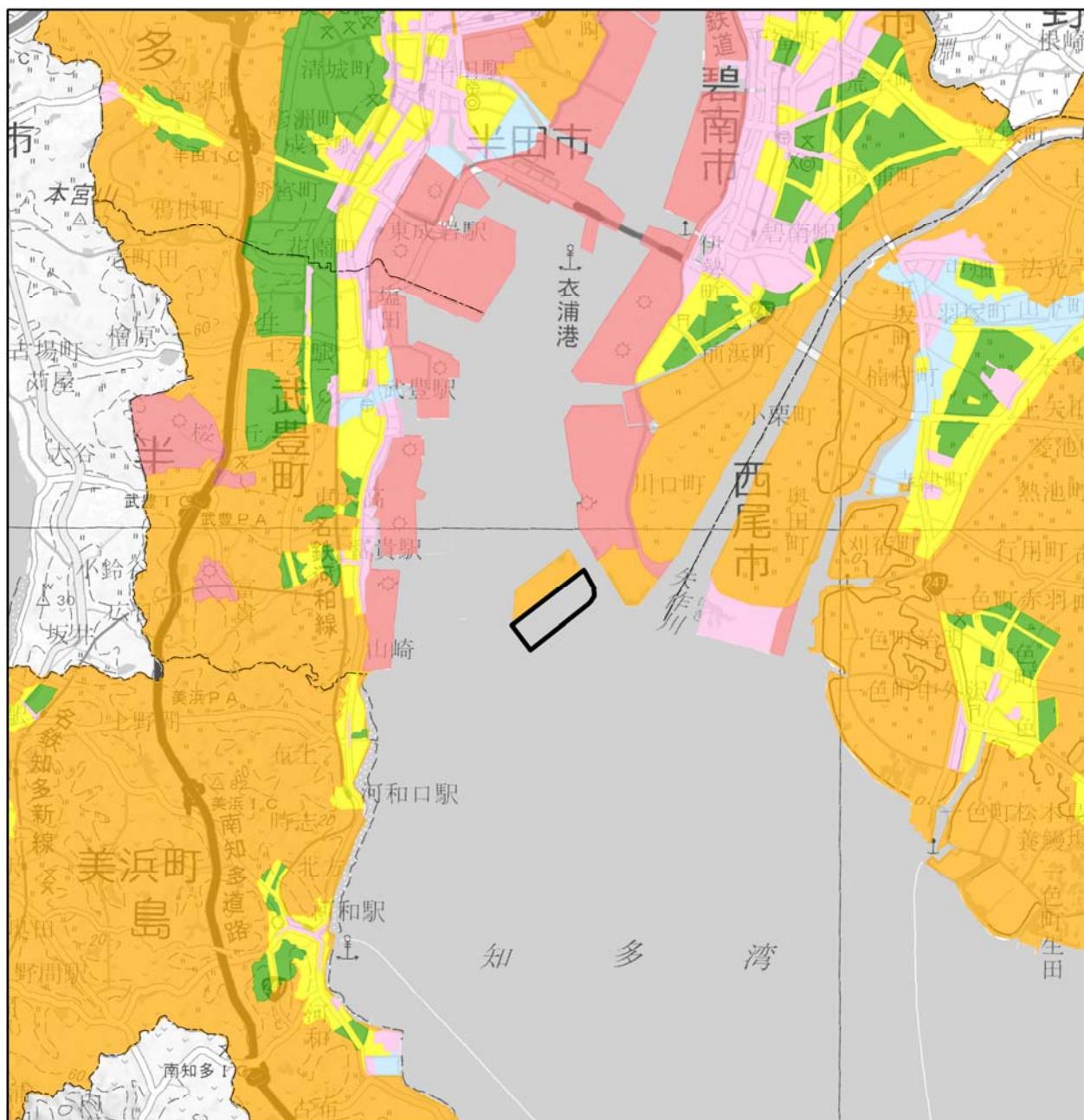


図 3.3-9 工場騒音の規制区域指定状況 (騒音規制法)



凡例

□: 事業実施想定区域

■: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、  
第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

■: 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

■: 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

■: 工業地域

■: 工業専用地域

■: その他の地域

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年規則第87号）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-10 敷地境界における騒音・振動の規制基準が適用される区域の指定状況（県条例）

#### (イ) 建設作業騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等は、表 3.3-31 及び表 3.3-32、図 3.3-11 及び図 3.3-12 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は、騒音規制法に基づく第 1 号区域及び規制基準の適用範囲外である。また、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく第三号区域に指定されている。

表 3.3-31 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準（騒音規制法）

規制の種別	規制基準	
	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の基準値	85 dB	
作業時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	

備考：1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースバーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートブレット（混練機の混練容量が 0.45m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）またはアスファルトブレット（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートブレットを設けて行う作業を除く。）
- ・バッケン（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・トラクションペル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

3. 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

4. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

5. 区域の区分は次のとおり指定されている。

第 1 号区域	ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
	イ 工業地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号アの区域を除く。）

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（平成24年碧南市告示第10号）

「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（平成27年碧南市告示第20号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制基準等の設定」（半田市告示）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第47号）

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年愛知県告示第799号）

「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

表 3.3-32 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準（県条例）

規制の種別	規制基準			
	第一号区域	第二号区域	第三号区域	工業専用地域 (第一号区域のイ の区域を除く。)
騒音の基準値	85 dB			
作業時間	午後 7 時から翌日 の午前 7 時の時間 内でないこと	午後 10 時から翌 日の午前 6 時の時 間内でないこと	午後 7 時から翌日 の午前 7 時の時間 内でないこと	規制なし
1 日あたりの作業時間	10 時間を超えない こと	14 時間を超えない こと	10 時間を超えない こと	規制なし
作業期間	連続 6 日を超えないこと			
作業日	日曜日その他の休日でないこと			

備考：

1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
- ・コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
- ・コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- ・ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業
- ・ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

3. 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

4. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

5. 区域の区分は次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第一号区域	ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 イ 学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第二号区域	工業地域（第一号区域のイの区域を除く。）
第三号区域	第一号区域及び第二号区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年規則第87号）

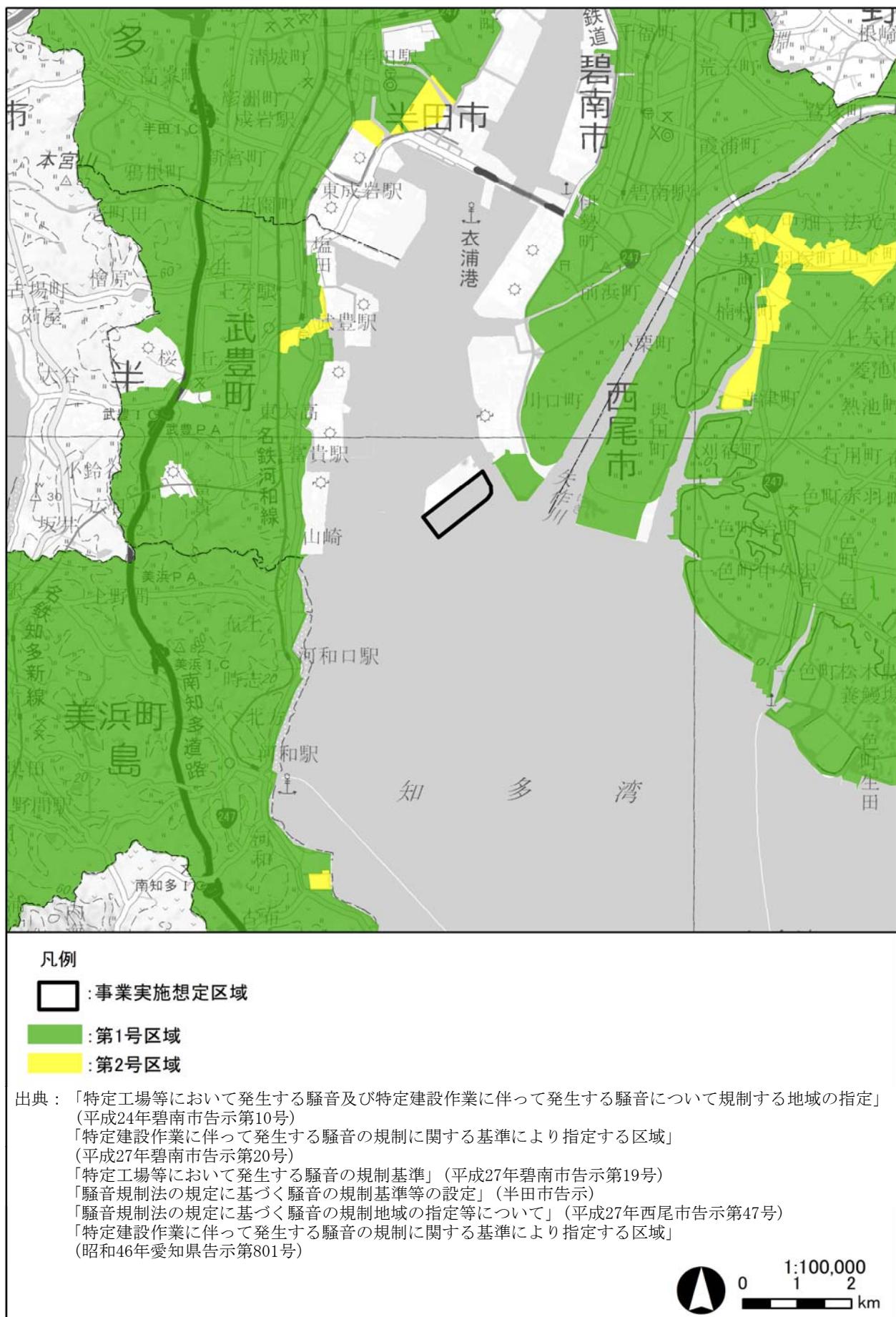


図 3.3-11 特定建設作業騒音の規制区域指定状況（騒音規制法）

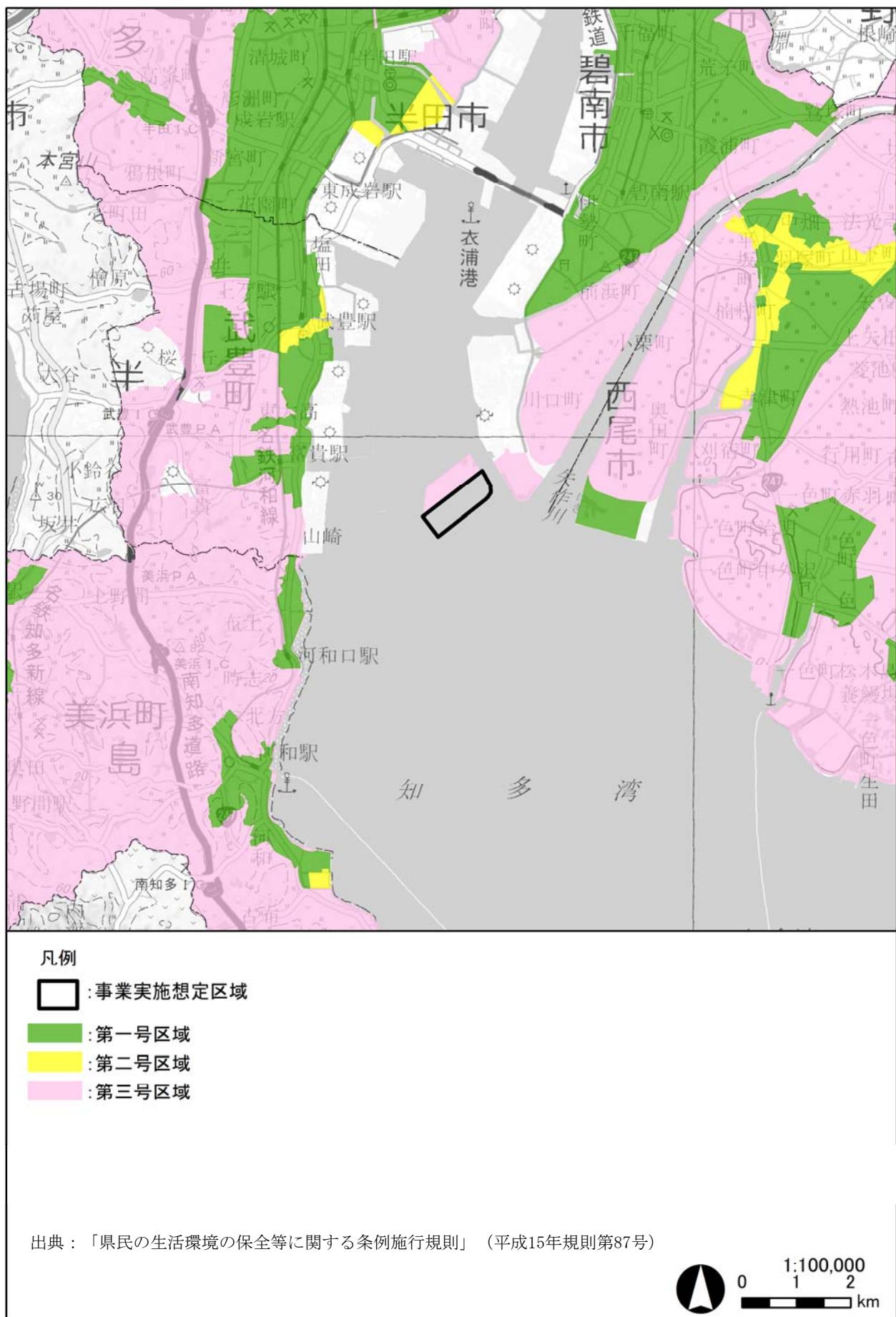


図 3.3-12 特定建設作業騒音の規制区域指定状況（県条例）

#### (ウ) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.3-33、区域の指定状況は図 3.3-13 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は b 区域及び要請限度の適用範囲外である。

表 3.3-33 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
備考 :	<p>1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。</p> <p>2. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。</p> <p>　a 区域：専ら住居の用に供される区域</p> <p>　b 区域：主として住居の用に供される区域</p> <p>　c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域</p>	
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域	
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成24年碧南市告示第12号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制基準等の設定」（半田市告示）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第47号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年愛知県告示第312号）

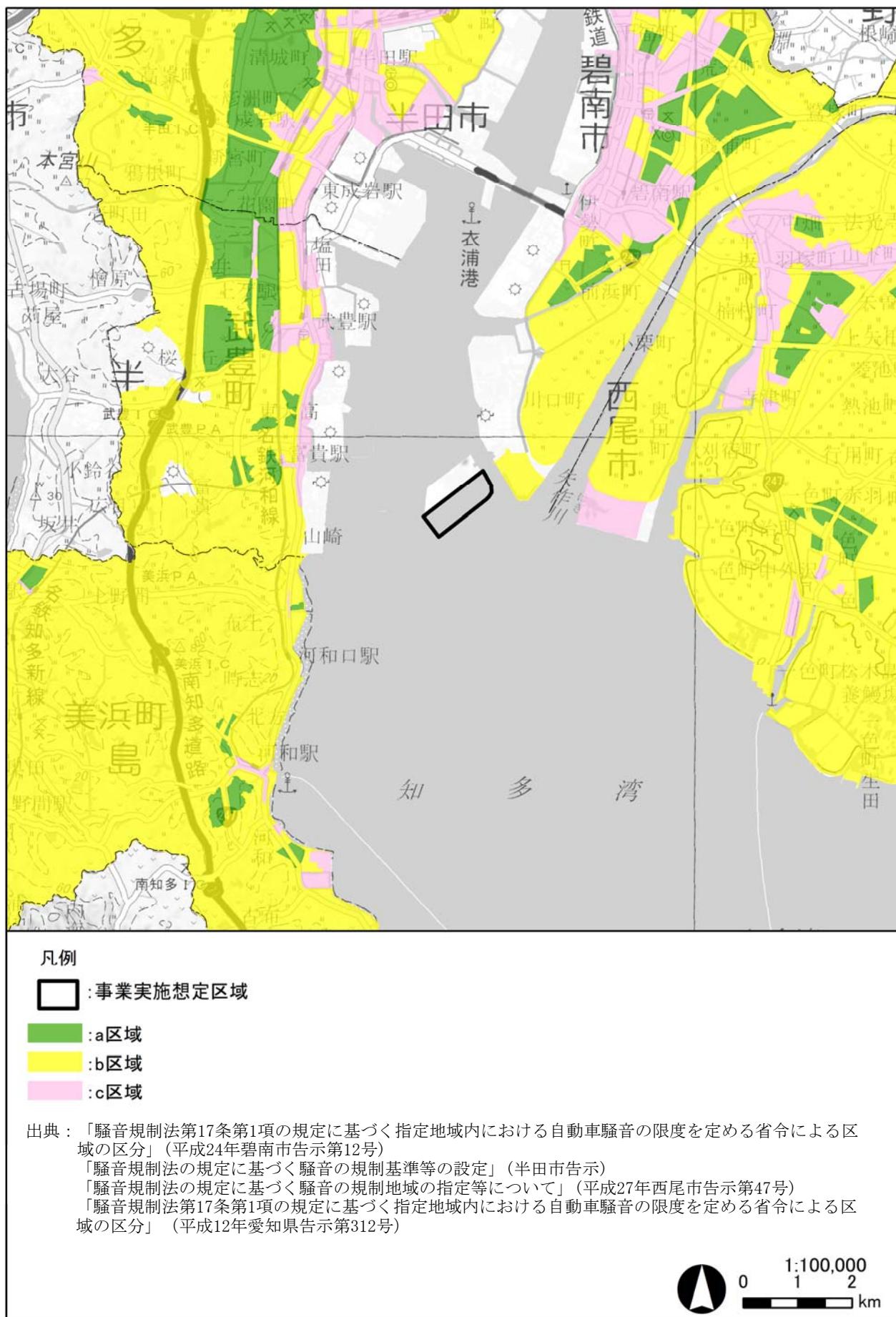


図 3.3-13 自動車騒音の要請限度区域指定状況

### ③ 振動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

#### (7) 工場振動の規制基準

「振動規制法」に基づく指定地域内の特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.3-34、規制区域の指定状況は図 3.3-14 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は第二種区域 1 及び規制基準の適用範囲外である。

また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.3-35、規制区域の指定状況は図 3.3-10 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は、「その他の地域」に指定されている。

表 3.3-34 特定工場等に係る振動の規制基準（振動規制法）

地域の区分 (用途地域)		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第一種区域	1	60 dB	55 dB
	2	65 dB	55 dB
第二種区域	1	65 dB	60 dB
	2	70 dB	65 dB

備考：1. 工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。  
2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。（1 の適用を受ける区域は除く。）

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（平成24年碧南市告示第14号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成27年碧南市告示第21号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（半田市告示）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第48号）

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年愛知県告示第1046号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和46年愛知県告示第1047号）

表 3.3-35 敷地境界における振動の規制基準（県条例）

用途地域	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 及び田園住居地域	60 dB	55 dB
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	65 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 dB	60 dB
工業地域	70 dB	65 dB
工業専用地域	75 dB	70 dB
その他地域	65 dB	60 dB

備考：1. 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。  
2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする（前号の適用を受ける区域を除く。）。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年規則第87号）

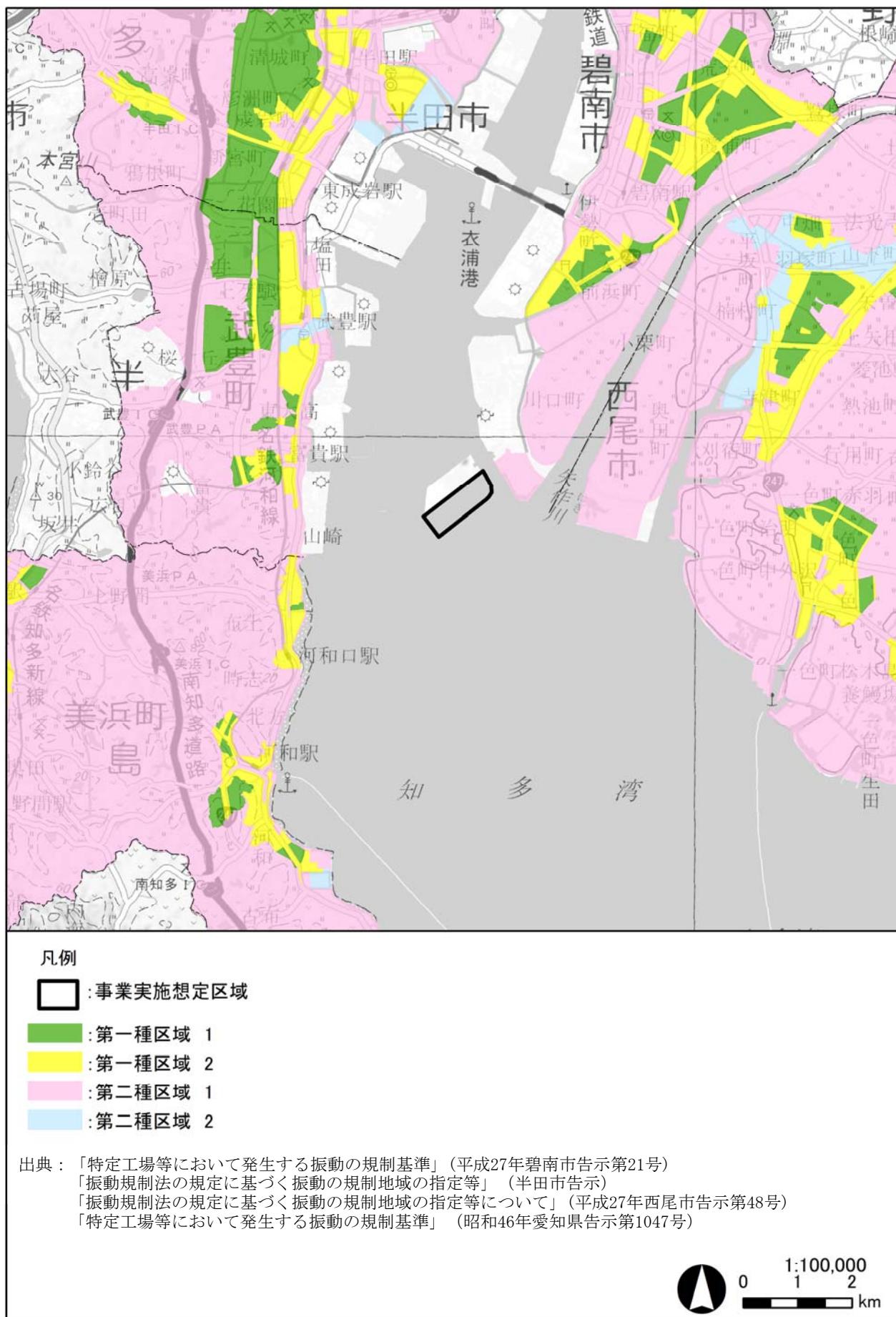


図 3.3-14 工場振動の規制区域指定状況

#### (イ) 建設作業振動の規制基準

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等は、表 3.3-36 に示すとおりである。

表 3.3-36(1) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準（振動規制法）

規制の種別	規制基準	
	第1号区域	第2号区域
騒音の基準値	75 dB	
作業時間	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	

備考：

- 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
  - ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
  - ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
  - ・舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
  - ・ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値
- 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
- 区域の区分は次のとおり指定されている。

第1号区域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
	イ 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域
第2号区域	工業地域（前号イの区域を除く。）

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（平成27年碧南市告示第22号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制基準等の設定」（半田市告示）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第48号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）

表 3.3-36(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準（県条例）

規制の種別	規制基準			
	第一号区域	第二号区域	第三号区域	工業専用地域 (第一号区域のイ の区域を除く。)
騒音の基準値	75 dB			
作業時間	午後7時から翌 日の午前7時の 時間内でないこ と	午後10時から 翌日の午前6時 の時間内でない こと	午後7時から翌 日の午前7時の 時間内でないこ と	規制なし
1日あたりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	10時間を超えないこと	規制なし
作業期間	連続6日を超えないこと			
作業日	日曜日その他の休日でないこと			

## 備考：

- 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。
  - くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
  - 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
  - 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
  - プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値
- 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告または命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
- 区域の区分は次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第一号区域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	イ 学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第二号区域	工業地域（第一号区域のイの区域を除く。）
第三号区域	第一号区域及び第二号区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年規則第87号）

#### (ウ) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は表 3.3-37、区域の指定状況は図 3.3-15 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は第 2 種区域及び要請限度の適用範囲外である。

表 3.3-37 道路交通振動に係る要請限度

地域の区分	用途地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB

注) 表は愛知県告示により定められた地域の類型を示しており、碧南市、半田市、西尾市の告示では田園住居地域は該当地域に定められていない。

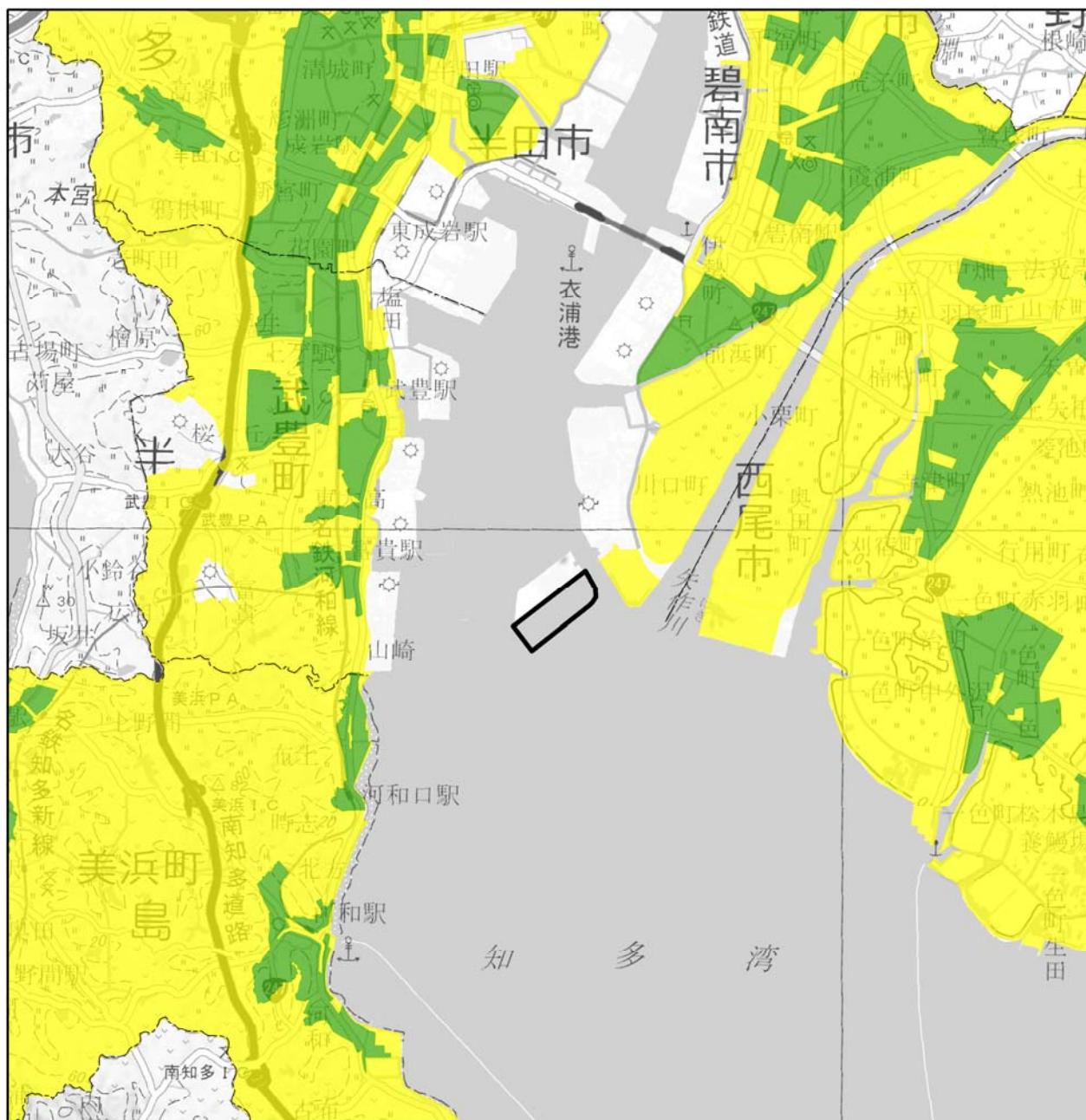
出典: 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(平成24年碧南市告示第17号)

「振動規制法の規定に基づく振動の規制基準等の設定」(半田市)

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等について」(平成27年西尾市告示第48号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年愛知県告示第1049号)



凡例

□ : 事業実施想定区域

■ : 第1種区域

■ : 第2種区域

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（平成24年碧南市告示第17号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制基準等の設定」（半田市）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成27年西尾市告示第48号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年愛知県告示第1049号）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-15 道路交通振動に係る要請限度区域の指定状況

#### ④ 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づき、碧南市、半田市、西尾市、美浜町、武豊町は臭気指数による規制地域となっている。敷地境界線上の規制基準は表 3.3-38 に示すとおり定められており、規制地域の指定状況は図 3.3-16 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺は第3種地域及び規制基準の適用範囲外である。

表 3.3-38 碧南市における特定悪臭物質の規制基準

(1) 敷地境界線上の規制基準（1号基準）

地域の区分	用途地域	敷地境界線上の規制基準
第1種地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域	臭気指数 12
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域	臭気指数 15
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域	臭気指数 18

注) 第2種地域は丸山町1丁目市街化調整区域の一部を含み、第3種地域は該当地域を除く。

(2) 気体排出口における規制基準（2号基準）

敷地境界基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

排出口の高さ 15m 以上の場合	「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度の量
排出口の高さ 15m 未満の場合	「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気指数の値

(3) 排出水の規制基準（3号基準）

敷地境界基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

地域の区分	排出水中における規制基準
第1種地域	臭気指数 28
第2種地域	臭気指数 31
第3種地域	臭気指数 34

注) 地域区分に該当する用途地域の指定は、1号基準と同じである。

出典：「悪臭規制法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

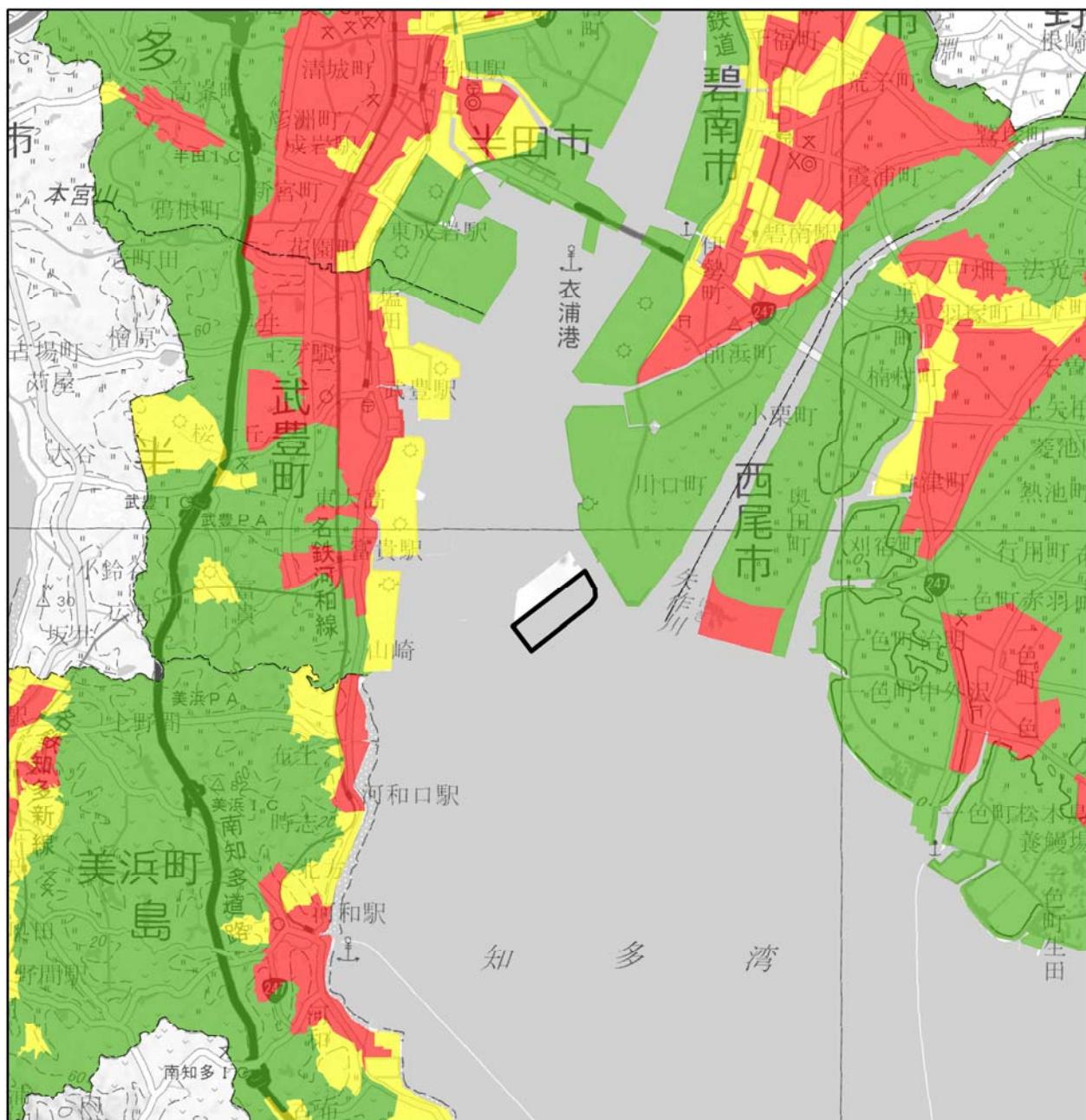
「環境の状況に関する報告書」（碧南市ホームページ）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年碧南市告示第18号）

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」（半田市告示）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成24年西尾市告示第17号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 第1種地域
- : 第2種地域
- : 第3種地域

出典：「環境の状況に関する報告書」（碧南市ホームページ）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年碧南市告示第18号）

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」（半田市告示）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成24年西尾市告示第17号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）



図 3.3-16 悪臭の規制地域指定状況

## ⑤ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき工場及び事業場からの排水に対する排水基準及び総量規制基準が定められており、排水基準は表3.3-39、総量規制基準は表3.3-40に示すとおりである。なお、特定事業場に係る排出基準については、最終処分場の浸出液処理施設からの放流水には適応されない。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）では、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に基づき放流水の排出基準が定められており、その基準は表3.3-41に示すとおりである。なお、放流水の排出基準は最終処分場の浸出液処理施設からの放流水に適用される。

さらに、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）では海域において排出することのできる水底土砂に係る判定基準が定められており、その判定基準は表3.3-42に示すとおりである。

表3.3-39(1) 水質汚濁法に基づく特定事業場に係る排水基準（生活環境項目）

項目	排水基準	上乗せ排水基準
水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの： 5.8以上 8.6以下 海域に排出されるもの： 5.0以上 9.0以下	—
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
浮遊物質量（SS）	200mg/L (日間平均 150mg/L)	30mg/L (日間平均 20mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	2mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	1mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—
溶解性鉄含有量	10mg/L	5mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	5mg/L
クロム含有量	2mg/L	—
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL	—
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	—
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	—

注) 上乗せ排水基準は衣浦湾・境川等水域に係る上乗せ排水基準のうち新設のものであり、下水道処理区域に所  
在しないもののうち、全業種に係る規制基準を記載している。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）

表 3.3-39(2) 水質汚濁法に基づく特定事業場に係る排水基準（有害物質）

項目	排水基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	230mg/L (海域)
ふつ素及びその化合物	15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L

備考：1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.3-40 水質汚濁防止法による総量規制基準

項目	区分	業種その他の区分			
		ごみ処理業		産業廃棄物処理業	
		ア 日平均排水量 400 立方メー トル以上のも のに限る	イ 日平均排水量 400 立方メー トル未満のも のに限る	ア 日平均排水量 400 立方メー トル以上のも のに限る	イ 日平均排水量 400 立方メー トル未満のも のに限る
化学的酸素要求量	Cco	30		20	
	Cci	30		20	
	Ccj	30		20	
窒素含有量	Cno	25		40	45
	Cni	20		30	35
磷含有量	Cno	1	2.5	2	2.5
	Cni	1	1.5	1	1.5

注1) 産業廃棄物処理業は産業廃棄物処理業のうち、廃油処理業を除いたものを示す。

注2) 化学的酸素要求量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$Lc = (Cco \cdot Qco + Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj) \times 10^{-3}$$

Lc : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

Cco、Cci、Ccj : 業種その他の区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (mg/L)

Qco、Qci、Qcj : 上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

注3) 窒素含有量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

Cno、Cni : 業種その他の区分ごとに定められた窒素含有量 (mg/L)

Qno、Qni : 上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

注4) りん含有量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

Cpo、Cpi : 業種その他の区分ごとに定められたりん含有量 (mg/L)

Qpo、Qpi : 上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

注5) 対象事業を実施する事業場の施設が該当する、業種その他の区分及び備考区分のC値を示す。

出典 : 「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」  
(平成29年愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」  
(平成29年愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」  
(平成29年愛知県告示第288号)

表 3.3-41(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める  
省令に基づく排水基準（生活項目）

項目	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	5.0 以上 9.0 以下 (海域)
生物化学的酸素要求量	60mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L
浮遊物質量 (SS)	60mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)

備考:

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年  
総理府・厚生省令第1号）

表 3.3-41(2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める  
省令に基づく排水基準（有害物質）

項目	排水基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアノ化合物	1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	230mg/L (海域)
ふつ素及びその化合物	15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1) 六価クロムについては、令和8年4月1日施行予定の改正省令により、排水基準が0.2mg/Lに変更される。

注2) 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

表 3.3-42 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係る水底土砂の判定基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	0.005mg/L
カドミウム又はその化合物	0.03mg/L
鉛又はその化合物	0.1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
ひ素又はその化合物	0.1mg/L
シアノ化合物	1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
銅又はその化合物	3mg/L
亜鉛又はその化合物	2mg/L
ふっ化物	15mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L
クロム又はその化合物	2mg/L
ニッケル又はその化合物	1.2mg/L
バナジウム又はその化合物	1.5mg/L
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	40mg/kg
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン又はその化合物	0.1mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン	10pg/L

備考：1. この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。  
 2. 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）

## ⑥ 地盤沈下

地下水の採取について、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき規制が行われている。

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町において、規制対象地域は存在しない。ただし、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の「水量測定器設置義務区域」に該当することから、揚水機の吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>を超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならないとされている。

出典：「工業用水法施行令」（昭和32年政令第142号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「みんなで守ろう地域の地下水＜地下水を利用される皆様へ＞」（愛知県ホームページ）

## ⑦ 土壌汚染

### （7） 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき特定有害物質の濃度基準が定められている。土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は表3.3-43に示すとおりである。

表3.3-43 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

項目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
ベンゼン	0.01mg/L以下	—
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シアノ化合物	検出されないこと	50mg/kg以下（遊離シアノとして）
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふつ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
シマジン	0.003mg/L以下	—
チウラム	0.006mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
PCB	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号）

(イ) 要措置区域及び形質変更時要届出区域

「土壤汚染対策法」に基づき要措置区域及び形質変更時要届出区域が指定されている。指定状況は表 3.3-44 に、位置図は図 3.3-17 に示すとおりである。

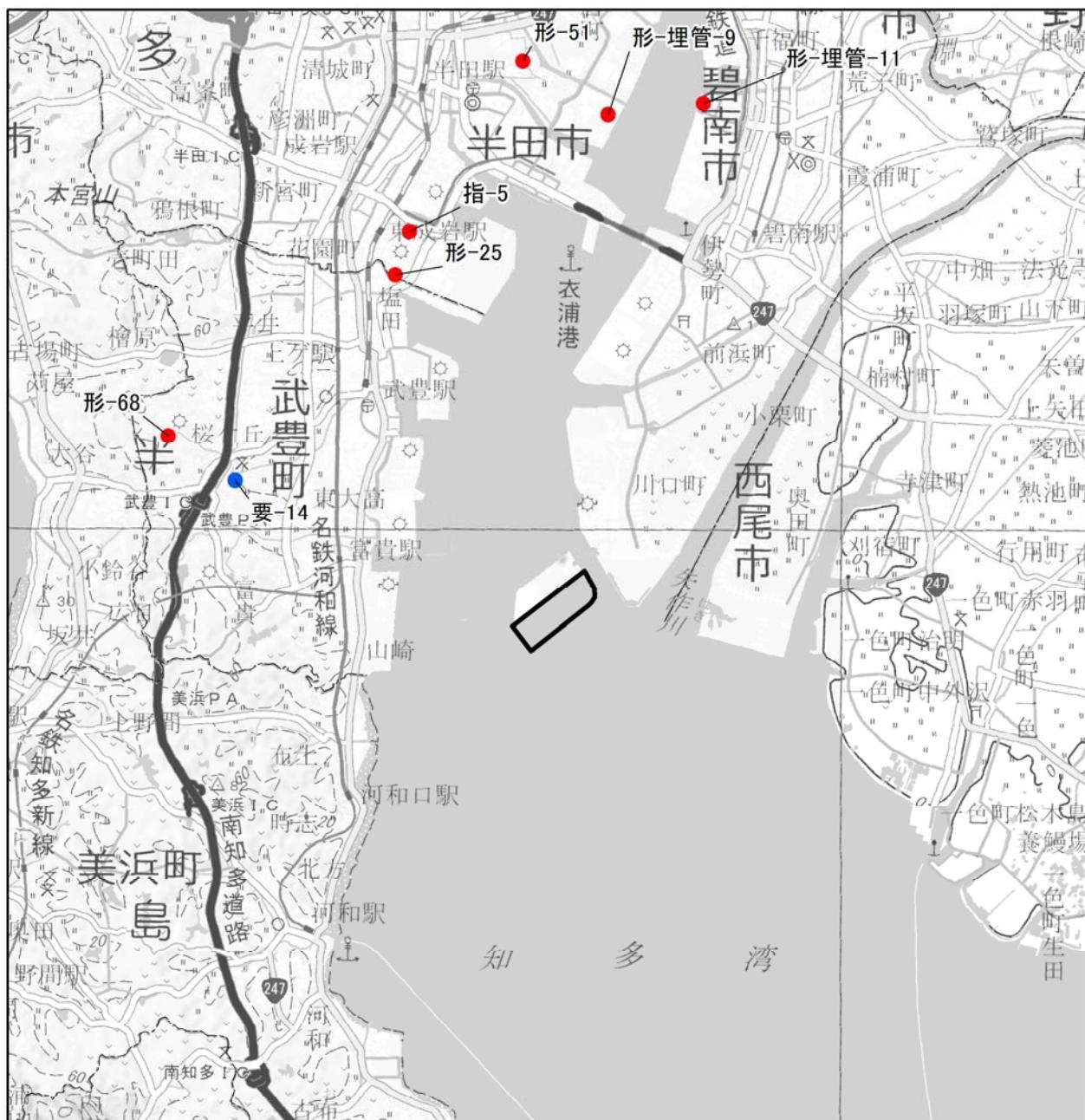
表 3.3-44 土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況

指定区分	指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (m <sup>2</sup> )	基準に適合しない特定有害物質	所管する県民事務所等
要措置区域	要-14	令和5年7月11日	武豊町字嶋田17番1及び17番3の各一部	124.15	ふつ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形質変更時要届出区域	指-5	平成21年3月13日	半田市川崎町1丁目1番29の一部、47番の一部、269番11の一部	5886.0	六価クロム化合物(溶出) ふつ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
	形-25	令和2年1月17日	半田市川崎町二丁目1番1及び武豊町字北曲輪1番1の各一部	2,603.2	砒素及びその化合物(溶出) ふつ素及びその化合物(溶出)	
	形-埋管-9 <sup>注2</sup>	令和4年5月6日	半田市日東町1番7及び2番8の各一部	8,281.97	六価クロム化合物(溶出) 鉛及びその化合物(溶出・含有) 砒素及びその化合物(溶出) ふつ素及びその化合物(溶出・含有)	
	形-51	令和5年6月27日	半田市八軒町106番及び107番の各一部	400.0	鉛及びその化合物(含有) ほう素及びその化合物(溶出)	
	形-埋管-11 <sup>注2</sup>	令和6年8月23日	碧南市須磨町1番19の一部	2,179.5	六価クロム化合物(溶出) ふつ素及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所
	形-68	令和6年12月13日	武豊町字南小松谷10番及び15番の各一部	950.0	鉛及びその化合物(溶出・含有) ふつ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所

注1) 令和7年8月1日時点の指定状況を示す。

注2) 当該区域は、埋立地管理区域である。

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 要措置区域
- : 形質変更時要届出区域

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）



図 3.3-17 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

## ⑧ 廃棄物

廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく廃棄物が地下にある土地の区域指定状況は表 3.3-45 に、位置図は図 3.3-18 に示すとおりである。

表 3.3-45 廃棄物が地下にある土地の区域指定状況

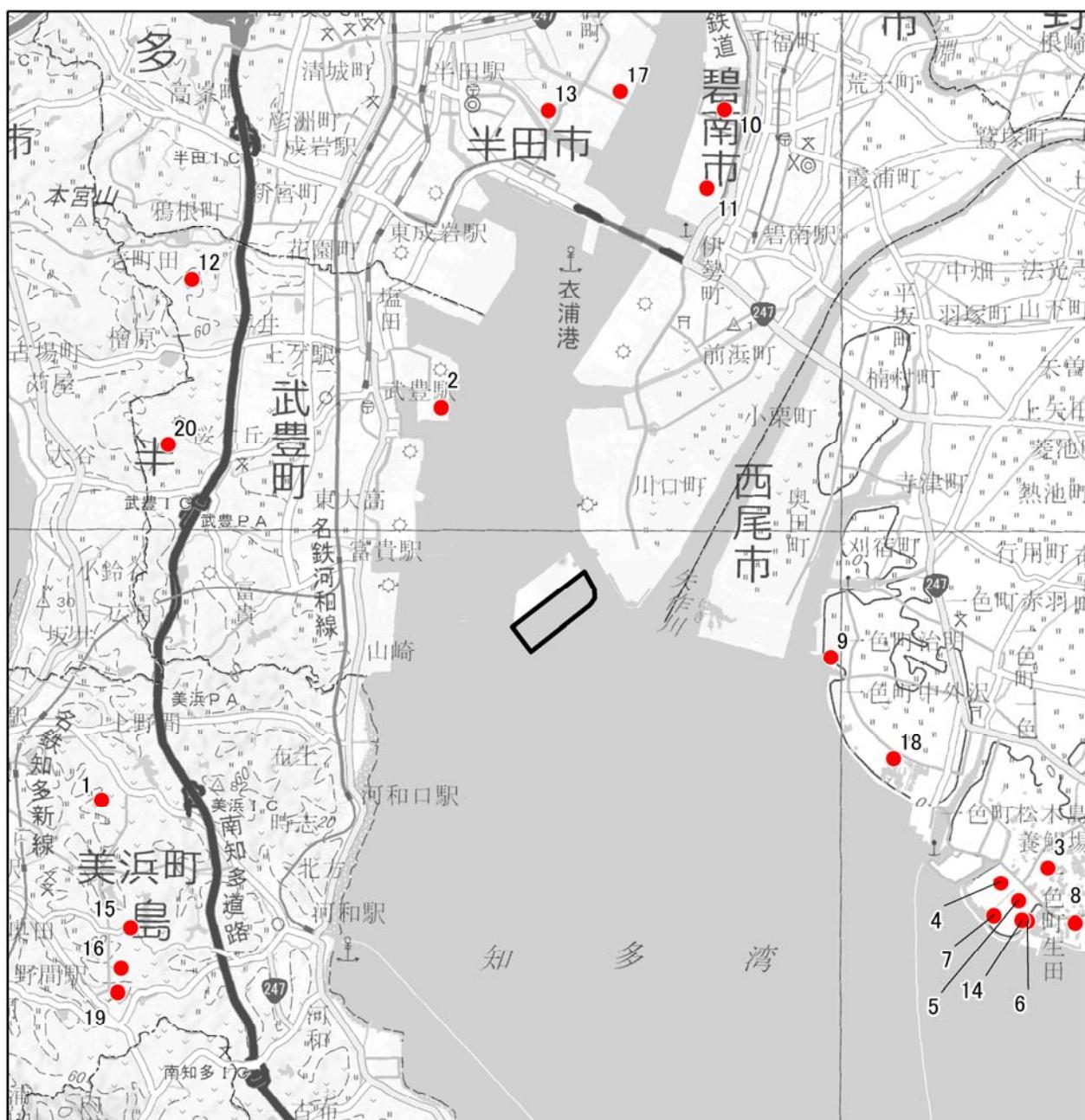
番号	指定区域	埋立地の区分
1	美浜町大字奥田字新入道 34 番 5、34 番 41 及び 34 番 43 の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
2	武豊町字五号地 2 番の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
3	幡豆郡一色町大字生田字一ノ割 45 番 15 の全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
4	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田 1 番 326、1 番 335、1 番 338 及び 1 番 339 の全部並びに 1 番 53 の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
5	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田 4 番 107 の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
6	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田 4 番 282 及び 4 番 307 の全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
7	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田 3 番 52 から 3 番 55 まで及び 3 番 109 から 3 番 111 までの全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
8	幡豆郡一色町大字生田字真野新田 17 番 20、17 番 25 から 17 番 27 まで、18 番 5、18 番 12、18 番 14、18 番 16 及び 19 番 15 の全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
9	幡豆郡一色町大字細川字大岡六ノ割 1 番 1、1 番 2、2 番、3 番 1、4 番 1、4 番 2、5 番 1 及び 5 番 2 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
10	碧南市須磨町 2 番 3 及び 2 番 27 の全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
11	碧南市浜町 1 番の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
12	武豊町字壱町田 266 番、267 番、271 番及び 272 番の全部	省令第 12 条の 31 第 2 号
13	半田市乙川末広町 50 番及び 50 番 1 の全部	省令第 12 条の 31 第 2 号
14	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田 4 番 51 の全部	省令第 12 条の 31 第 1 号
15	美浜町大字奥田字奥白沢 89 番 1 から 89 番 3 まで、90 番 3 及び 91 番 1 から 91 番 4 まで並びに字中山 33 番 27	政令第 13 条の 2 第 1 号
16	美浜町大字奥田字新池 25-7、25-11 及び 25-12 並びに字青山 46-12、46-13 及び 46-15 の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
17	半田市日東町 4-15 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
18	幡豆郡一色町大字小藪字船江西 152 番 1 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
19	美浜町大字奥田字新池 48 番、49 番、50 番 2 及び 50 番 6 から 50 番 8 までの全部並びに 47 番の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
20	武豊町字南小松谷 10 番の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号

注1) 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）を、「省令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。

注2) 指定区域の欄に掲げる区域は、No. 1～14までは平成18年3月31日、No. 15・16は平成20年2月8日、No. 17・18は平成22年6月18日、No. 19は平成25年8月30日、No. 20は令和3年8月13日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

注3) No. 1～14までは平成18年3月31日付け愛知県告示第294号及び平成18年4月28日付け愛知県告示により、No. 15・16は平成20年2月8日付け愛知県告示第69号により、No. 17・18は平成22年6月18日付け愛知県告示第389号、No. 19は平成25年8月30日付け愛知県告示第438号、No. 20は令和3年8月13日付け愛知県告示第340号により指定。

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県ホームページ）



凡例

□ : 事業実施想定区域

● : 廃棄物が地下にある指定区域位置

出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-18 廃棄物が地下にある土地の区域指定

### 3) その他、環境保全計画等

愛知県の各地方公共団体では、環境基本計画に代表される環境の保全等を目的とした施策又は計画等を策定しており、愛知県、碧南市、半田市、西尾市におけるそれらの概要は次に示すとおりである。

#### ① 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

愛知県では、県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ改革的な推進を図るため、環境基本計画を策定している。第4次計画（計画期間初出の平成26（2014）年度～令和2（2020）年度）の策定から6年余りが経過した令和3（2021）年に、その間の社会情勢の変化に対応するため、令和22（2040）年頃までの長期を展望した上で、令和12（2030）年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」を策定している。

「第5次愛知県環境基本計画」の概要は、表3.3-46に示すとおりである。

表3.3-46 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

項目	概要
目標	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」
目指すべき姿	環境の各分野の統合的向上
	環境と経済の統合的向上
	環境と社会の統合的向上
目標の実現に向けた環境施策展開の考え方	複数の課題の統合的解決
	新たな課題への的確・迅速な対応
	「行動する人づくり」の促進
	連携・協働による施策の展開
重点施策	①再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興 ②次世代自動車の普及拡大 ③「あいち方式2030」推進プラットフォームの構築 ④地域循環圈づくり ⑤プラスチックごみゼロ ⑥食品ロス削減 ⑦海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善 ⑧SDGsの普及促進 ⑨誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組の促進
計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月、愛知県）

## ② 「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」の概要

愛知県では、2018年2月に、当時の国の目標と整合する形で「2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減」する目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、その達成に向けて施策を総合的かつ計画的に進められてきた。

しかし、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度の削減目標の引き上げ、法改正、産業・経済界の動向など、戦略策定時から前提とする状況が大きく変わったことから、2022年12月に戦略を改定し、「カーボンニュートラルあいち」の実現に向けて施策・取組を推進していくこととしている。

「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」の概要は表 3.3-47 に示すとおりである。

表 3.3-47 「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」の概要

項目	概要
2050年に目指す社会の姿	2050年カーボンニュートラルの実現
2050年に目指すべき社会像	家庭：健康的で豊かな脱炭素型の生活環境 事業活動：環境と経済が調和した活力ある産業社会 自動車利用：環境配慮と利便性の両立 空港・港湾・鉄道：交通・物流の機能強化による脱炭素化 地域：地域の特性を生かした脱炭素化の中心となるまちづくり 再エネ等の利活用：多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会 吸収源：森林整備や木材利用の促進、ブルーカーボンの活用
温室効果ガスの排出削減目標	2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度(82,384千t-CO <sub>2</sub> )比で46%削減する。
再生可能エネルギーの導入目標	2030年度までに再生可能エネルギーの導入目標を580万kWとする。
カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な取組視点	①省エネルギーの徹底と再生可能エネルギー・蓄エネルギーの導入拡大 ②SDGsの視点を踏まえた、環境・経済・社会の好循環 ③愛知の強みを生かした取組の推進 ④カーボンニュートラルの実現に向けた新技術や新たなビジネスの推進 ⑤すべての主体による積極的な取組の加速
重点施策	重点1：脱炭素プロジェクトの創出・支援 重点2：意識改革・行動変容 重点3：建築物の脱炭素化の推進 重点4：脱炭素型事業活動の促進 重点5：ゼロエミッション自動車の普及加速 重点6：水素社会の構築
計画期間	2030年度まで

出典：「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」（令和4年12月、愛知県）

### ③ 「あいち生物多様性戦略 2030」の概要

愛知県は2020年を目標年次として2013年に策定された「あいち生物多様性戦略2020」の次期戦略として、2021年に「あいち生物多様性戦略2030」を策定している。

「あいち生物多様性戦略 2030」の概要は、表 3.3-48 に示すとおりである。

表 3.3-48 「あいち生物多様性戦略 2030」の概要

項目	概要
目標	<p>長期目標（2050年ビジョン）：</p> <p>人と自然が共生するあいち</p> <p>様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション（協働）によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち</p> <p>計画目標（2030年目標）：</p> <p>人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。</p>
重点プロジェクト	<p>プロジェクトA：湿地・里山ネットワーク</p> <p>プロジェクトB：希少な動植物の保全</p> <p>プロジェクトC：外来生物対策の強化</p> <p>プロジェクトD：地域の環境保全活動の更なる活性化</p> <p>プロジェクトE：都市の自然の価値再発見</p> <p>プロジェクトF：鳥獣の保護・管理の推進</p> <p>プロジェクトG：事業者の保全活動の推進</p> <p>プロジェクトH：あいちの自然体感の推進</p> <p>プロジェクトI：国際連携の推進</p> <p>プロジェクトJ：「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築</p>
行動計画	<p>基本方針1 豊かな生態系をまもる</p> <p>1-1 生息生育地保全：生態系の基盤となる土地利用を守る。</p> <p>1-2 生態系の保全：生態系の特性に応じた保全と再生を進める。</p> <p>1-3 侵略的外来種対策：外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。</p> <p>1-4 野生生物保護：野生生物の絶滅を回避する。</p> <p>基本方針2 生息生育空間をつなげる</p> <p>2-1 生態系ネットワーク：生物多様性の核となる地域をつなげる。</p> <p>2-2 あいちミティゲーション：開発により失われる自然を極力減らす。</p> <p>2-3 公共事業の環境配慮：公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。</p> <p>基本方針3 生きものの恵みをつかう</p> <p>3-1 農林水産業：生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。</p> <p>3-2 鳥獣保護管理：野生鳥獣と人々の暮らしや地域産業との共存を図る。</p> <p>3-3 企業活動：「つくる責任、つかう責任」を定着させる。</p> <p>3-4 地域循環：自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを進める。</p> <p>3-5 気候変動への対応：気候変動の緩和策と適応策を実行する。</p> <p>3-6 自然体験の推進：豊かな生物多様性を体感する。</p> <p>基本方針4 人と自然との共生をひろめる</p> <p>4-1 普及啓発・人材育成：全ての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する。</p> <p>4-2 調査研究：地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する。</p> <p>4-3 多主体連携：多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。</p> <p>4-4 施策・計画：あらゆる分野の施策や計画に生物多様性を考慮する。</p> <p>4-5 広域連携：全国、世界の自治体と連携する。</p>
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間 長期的な目標として2050年を見据えた将来像を設定

出典：「あいち生物多様性戦略 2030」（令和3年2月、愛知県）

#### ④ 「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」の概要

愛知県では、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「愛知県廃棄物処理計画」を定め、諸施策の推進を図っている。1973年に「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定して以来、10次にわたり計画を策定している。その後、廃棄物の再生利用率の減少の背景やプラスチックごみや食品ロス削減に向けた施策を含めた計画として2022年に「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」を策定している。

本計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めたものである。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「都道府県食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっている。

「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」の概要是、表3.3-49に示すとおりである。

表3.3-49 「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」の概要

項目	概要																														
目標		<b>一般廃棄物</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>2019年度 (基準年度)</th><th>2026年度目標値 (2019年度比)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td><td>253万7千トン</td><td>239万トン（約6%減）</td></tr> <tr> <td>出口側の循環利用率</td><td>21.30%</td><td>約23%（約2ポイント増）</td></tr> <tr> <td>最終処分量</td><td>19万4千トン</td><td>18万6千トン（約4%減）</td></tr> <tr> <td>一人一日当たりの家庭系ごみ排出量</td><td>520g</td><td>480g（約8%減）</td></tr> </tbody> </table> <b>産業廃棄物</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>2019年度 (基準年度)</th><th>2026年度目標値 (2019年度比)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td><td>1,542万6千トン</td><td>1,557万3千トン（約1%増）</td></tr> <tr> <td>出口側の循環利用率</td><td>68.10%</td><td>約74%（約6ポイント増）</td></tr> <tr> <td>最終処分量</td><td>74万6千トン</td><td>61万4千トン（約18%減）</td></tr> </tbody> </table>			項目	2019年度 (基準年度)	2026年度目標値 (2019年度比)	排出量	253万7千トン	239万トン（約6%減）	出口側の循環利用率	21.30%	約23%（約2ポイント増）	最終処分量	19万4千トン	18万6千トン（約4%減）	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	480g（約8%減）	項目	2019年度 (基準年度)	2026年度目標値 (2019年度比)	排出量	1,542万6千トン	1,557万3千トン（約1%増）	出口側の循環利用率	68.10%	約74%（約6ポイント増）	最終処分量	74万6千トン	61万4千トン（約18%減）
項目	2019年度 (基準年度)	2026年度目標値 (2019年度比)																													
排出量	253万7千トン	239万トン（約6%減）																													
出口側の循環利用率	21.30%	約23%（約2ポイント増）																													
最終処分量	19万4千トン	18万6千トン（約4%減）																													
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	520g	480g（約8%減）																													
項目	2019年度 (基準年度)	2026年度目標値 (2019年度比)																													
排出量	1,542万6千トン	1,557万3千トン（約1%増）																													
出口側の循環利用率	68.10%	約74%（約6ポイント増）																													
最終処分量	74万6千トン	61万4千トン（約18%減）																													
計画の期間	2022年度から2026年度までの5年間																														

出典：「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

#### ⑤ 「第3次碧南市環境基本計画」の概要

碧南市は、持続可能な社会の実現を目指す「実効性のある計画」として、平成16（2004）年度に碧南市環境基本計画（第1次）、平成25（2013）年度に第2次碧南市環境基本計画を策定している。

その後、地球温暖化、生物多様性等、多種多様な環境課題への取組を総合的に行うため、碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び碧南市生物多様性地域戦略を一体とした計画として、令和3（2021）年3月に第3次碧南市環境基本計画を策定している。

出典：「第3次碧南市環境基本計画」（令和3年3月、碧南市）

## ⑥ 「第2次半田市環境基本計画」の概要

半田市は、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現などの新たな課題の解決に取り組むため、第2次半田市環境基本計画を策定している。

出典：「第2次半田市環境基本計画」（令和3年3月、半田市）

## ⑦ 「第2次西尾市環境基本計画（中間見直し版）」の概要

西尾市は平成18（2006）年3月に「西尾市環境基本計画」を策定し、平成23（2011）年4月の西尾市・幡豆郡3町の合併を受けて「第1次西尾市環境基本計画」へと改定している。その後に策定された「第2次西尾市環境基本計画」では平成29（2017）年度から令和8（2026）年度の10年間を計画期間としているが、環境に関する社会情勢や環境の変化などに対応するため、中間見直しを行うものとしている。そこで、令和3（2021）年度に見直しが行われ、中間目標の達成状況や新たな環境をめぐる視点（持続可能な開発目標（SDGs）の達成、海洋プラスチックごみへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響）を考慮し、目標値や取組内容の修正を行っている。また、本計画に内包される西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、脱炭素社会に向けた取組や同市のゼロカーボンシティ表明を踏まえたものとなっている。

出典：「第2次西尾市環境基本計画（中間見直し版）」（西尾市ホームページ）

## ⑧ 「第5次美浜町総合計画 第11次実施計画【令和6年度～令和8年度】」の概要

美浜町は環境基本計画等の環境に関する計画は定めていないが、平成25（2013）年度に「第5次美浜町総合計画（2014年～2025年）」を策定している。また、令和5（2023）年には「第5次美浜町総合計画 第11次実施計画【令和6年度～令和8年度】」を策定している。

本計画では施策の大綱として、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」や「安心・安全な暮らしができるまちづくり」が掲げられており、自然を活かした計画的な土地利用や生活環境の保全が目指されている。

また、戦略プロジェクトとして「自然資源を活かした交流人口の増加」が策定されており、交流人口の増加につながる環境整備が進められている。

出典：「第5次美浜町総合計画 第11次実施計画【令和6年度～令和8年度】」（令和5年10月、美浜町）

## ⑨ 「第6次武豊町総合計画 スマイルビジョンTAKETOYO 2021（R3）～2030（R12）」の概要

武豊町は環境基本計画等の環境に関する計画は定めていないが、令和3（2021）年には第6次の計画となる「第6次武豊町総合計画 スマイルビジョンTAKETOYO 2021（R3）～2030（R12）」を策定しており、環境保全についての指針や施策を定めている。

本計画では、まちづくりの目標として「定住先として選択されるまち」や「環境にやさしいまち」が掲げられており、住環境の整備や環境保全に資する取り組みが行われている。

出典：「第6次武豊町総合計画 スマイルビジョンTAKETOYO 2021（R3）～2030（R12）概要版」  
(令和3年3月、武豊町役場 企画部 企画政策課)

## (2) 自然環境法令等

### 1) 地域指定の状況

「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 調査概要 3.1.2 調査地域」の図3.1-1に示した調査地域内の碧南市、半田市、西尾市、美浜町、武豊町の範囲及び事業実施想定区域における自然関係法令等による地域指定の状況は表3.3-50に示すとおりである。

表 3.3-50(1) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象		事業実施想定区域	指定の有無					環境法令等
			碧南市	半田市	西尾市	美浜町	武豊町	
自然公園	国立公園	×	×	×	×	×	×	自然公園法
	国定公園	×	×	×	×	○	×	
	県立自然公園	×	×	×	×	○	○	愛知県立自然公園条例
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	
	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	○	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
自然遺産		×	×	×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
緑地	特別緑地保全地区	×	×	×	×	×	×	都市緑地法
	緑地協定	×	×	×	×	×	×	
自然保護	生息地等保護区（法指定）	×	×	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（条例指定）	×	×	×	×	×	×	
	鳥獣保護区	×	×	○	×	○	○	
	鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	×	×	×	
	鳥獣保護区特別保護指定区域	×	×	×	×	×	×	
	特定獣具使用禁止区域（銃）	×	○	○	○	○	○	
	指定獣法禁止区域	○	○	×	○	×	×	
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	×	×	
	保護水面	×	×	×	×	×	×	
	文化遺産	×	×	×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
文化財保護	建造物・石造物	国指定	×	×	○	×	×	文化財保護法
	建造物・石造物	県指定	×	○	×	○	×	愛知県文化財保護条例
	市・町指定	×	○	○	○	○	○	市町の文化財保護条例
	史跡・名勝	国指定	×	×	×	×	×	文化財保護法
	史跡・名勝	県指定	×	×	×	○	×	愛知県文化財保護条例
	史跡・名勝	市・町指定	×	×	×	○	×	市町の文化財保護条例
	天然記念物	国指定	×	×	×	×	○	文化財保護法
	天然記念物	県指定	×	×	○	×	○	愛知県文化財保護条例
	天然記念物	市・町指定	×	○	○	○	○	市町の文化財保護条例

表 3.3-50(2) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象		指定の有無						環境法令等
		事業実施想定区域	碧南市	半田市	西尾市	美浜町	武豊町	
景観保護	歴史的風土保存区域	×	×	×	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	×	×	×	×	×	×	都市計画法
	景観地区	×	×	×	×	×	×	景観法
	準景観地区	×	×	×	×	×	×	景観法
	景観計画区域等	×	○	○	×	×	×	市町の景観計画
国土防災	保安林	×	×	×	×	○	○	森林法
	海岸保全区域	×	○	○	○	○	○	海岸法
	砂防指定地	×	×	○	○	○	○	砂防法
	土石流危険渓流	×	×	×	×	○	×	総合的な土石流対策の推進について
	土石流危険区域	×	×	×	×	○	×	総合的な土石流対策の推進について
	急傾斜地崩壊危険箇所	×	○	○	○	○	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	○	○	○	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	×	×	○	×	地滑り等防止法

注) 「○」は調査地域内における指定があること、「×」は指定がないことを示す。

出典: 「自然環境調査Web-GIS 国立公園区域等(平成27年)」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ)

「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ)

「碧南の文化財(碧南市内指定・登録文化財一覧)」(碧南市ホームページ)

「半田市内の文化財一覧」(半田市ホームページ)

「文化財」(西尾市ホームページ)

「武豊町内の文化財一覧」(武豊町ホームページ)

「美浜町の文化財一覧【令和5年3月28日現在】」(美浜町ホームページ)

「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)等

## 2) 自然公園及び自然環境保全地域

事業実施想定区域に位置する自然公園及び自然環境保全地域の一覧は表3.3-51及び表3.3-52に、位置は図3.3-19に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺には、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく三河湾国定公園、「愛知県立自然公園条例」（昭和43年愛知県条例第7号）に基づく南知多県立自然公園が分布している。また、愛知県自然環境保全地域である壱町田湿地が存在している。

なお、事業実施想定区域は、自然公園及び自然環境保全地域には該当しない。

表3.3-51 事業実施想定区域周辺における自然公園の一覧

区分	名称	面積 (ha)			指定年月日
国定公園	三河湾	特別地域	特別保護地区	20	昭和33年4月10日
			第1種	6	
			第2種	2,976	
			第3種	5,567	
		普通地域		888	
		合計		9,457	
県立自然公園	南知多	特別地域	特別保護地区	—	昭和43年5月1日
			第1種	—	
			第2種	—	
			第3種	—	
		普通地域		8,649	
		合計		8,649	

注1) 面積は指定区域全体の値であり、調査対象地域外の面積も含む。

注2) 国定公園及び県立自然公園の地域の区分については以下のとおりである。

区分	概要	
特別地域	特別保護地区	公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には制度がない）
	第1種	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要のある地域
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
	第3種	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	

出典：「自然公園内の行為規制のあらまし」（令和元年8月、愛知県）

「2022年版「土地に関する統計年報」」（愛知県ホームページ）

表3.3-52 事業実施想定周辺における自然環境保全地域の一覧

名称	所在地	面積			特質	指定年月日
		特別地区	普通地区	計		
壱町田湿地	武豊町	1.13	0.10	1.23	湿地植物群落等	平成11年2月26日

出典：「愛知県自然環境保全地域」（愛知県ホームページ）

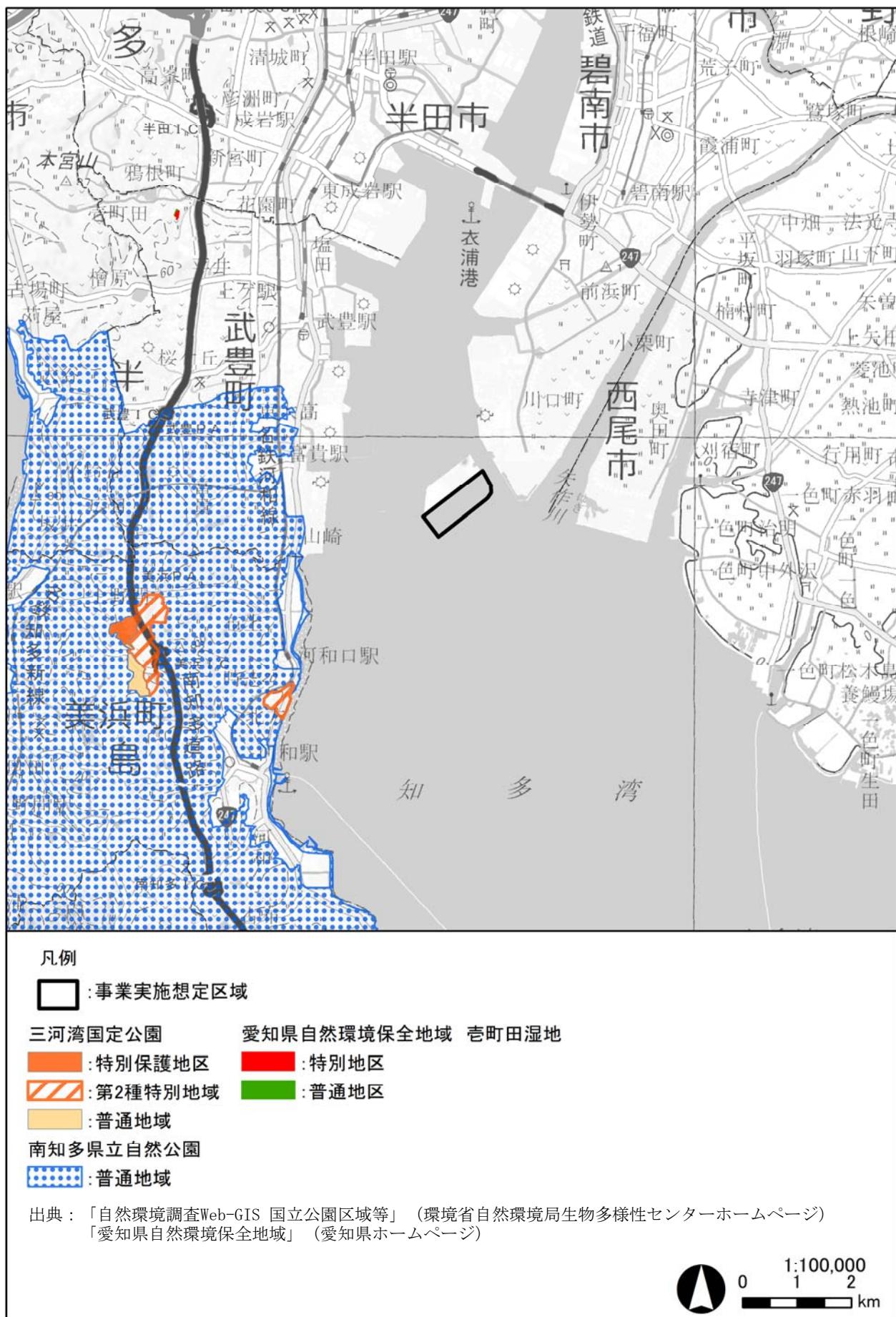


図 3.3-19 自然公園区域及び自然環境保全地域の指定状況

### 3) 鳥獣保護区等

事業実施想定区域に位置する鳥獣保護区等の一覧は表 3.3-53 に、位置は図 3.3-20 に示すとおりである。

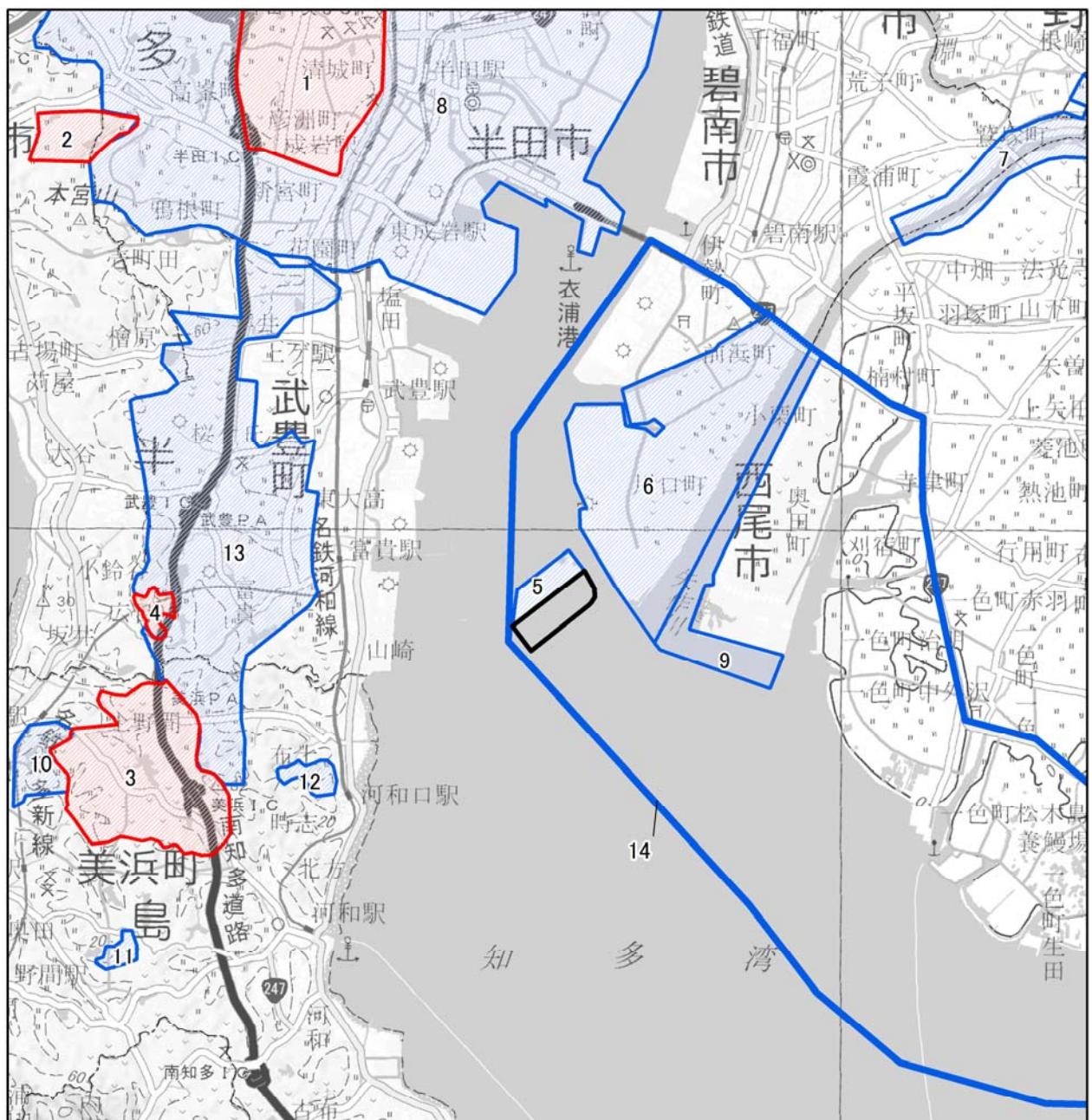
事業実施想定区域は矢作川河口部指定獵法禁止区域に該当し、鉛散弾を用いた獵法が規制されている。

表 3.3-53 事業実施想定周辺における鳥獣保護区等の一覧

No.	区域	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	鳥獣保護区	半田	半田市	令和6年11月1日～令和16年10月31日	560
2		大曾公園	半田市、常滑市	令和5年11月1日～令和15年10月31日	89
3		鵜の山	美浜町	平成26年11月1日～令和6年10月31日	331
4		富貴	武豊町	令和元年11月1日～令和11年10月31日	560
5	特定獵具使用禁止区域	衣浦港外港	碧南市	令和6年11月1日～令和16年10月31日	47
6		碧南南部	碧南市	令和2年11月1日～令和12年10月31日	865
7		西尾碧南	碧南市、西尾市	平成27年11月1日～令和7年10月31日	839
8		半田	半田市	令和2年11月1日～令和12年10月31日	4,050
9		西尾南部	西尾市	令和6年11月1日～令和16年10月31日	239
10		美浜緑苑	美浜町	令和3年11月1日～令和13年10月31日	66
11		美浜町奥田	美浜町	令和3年11月1日～令和13年10月31日	26
12		布土	美浜町	令和6年11月1日～令和16年10月31日	54
13		武豊	常滑市、武豊町、美浜町	令和6年11月1日～令和16年10月31日	1,301
14	指定獵法禁止区域	矢作川河口部	西尾市、碧南市	平成18年11月1日～	7,275

注) 令和6年11月1日現在における指定状況を示す。

出典: 「愛知県鳥獣保護区等位置図」 (愛知県ホームページ)



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 鳥獣保護区
- : 特定獣具使用禁止区域
- : 指定獣法禁止区域

出典：「愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県ホームページ）



図 3.3-20 鳥獣保護区等の位置

#### 4) 文化財

事業実施想定区域及びその周辺における文化財の一覧は表 3.3-54、文化財の位置は図 3.3-21 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺における文化財は、国指定文化財が 3 件、国登録文化財が 9 件、県指定文化財が 6 件、市・町指定文化財が 20 件あり、合計 38 件存在している。

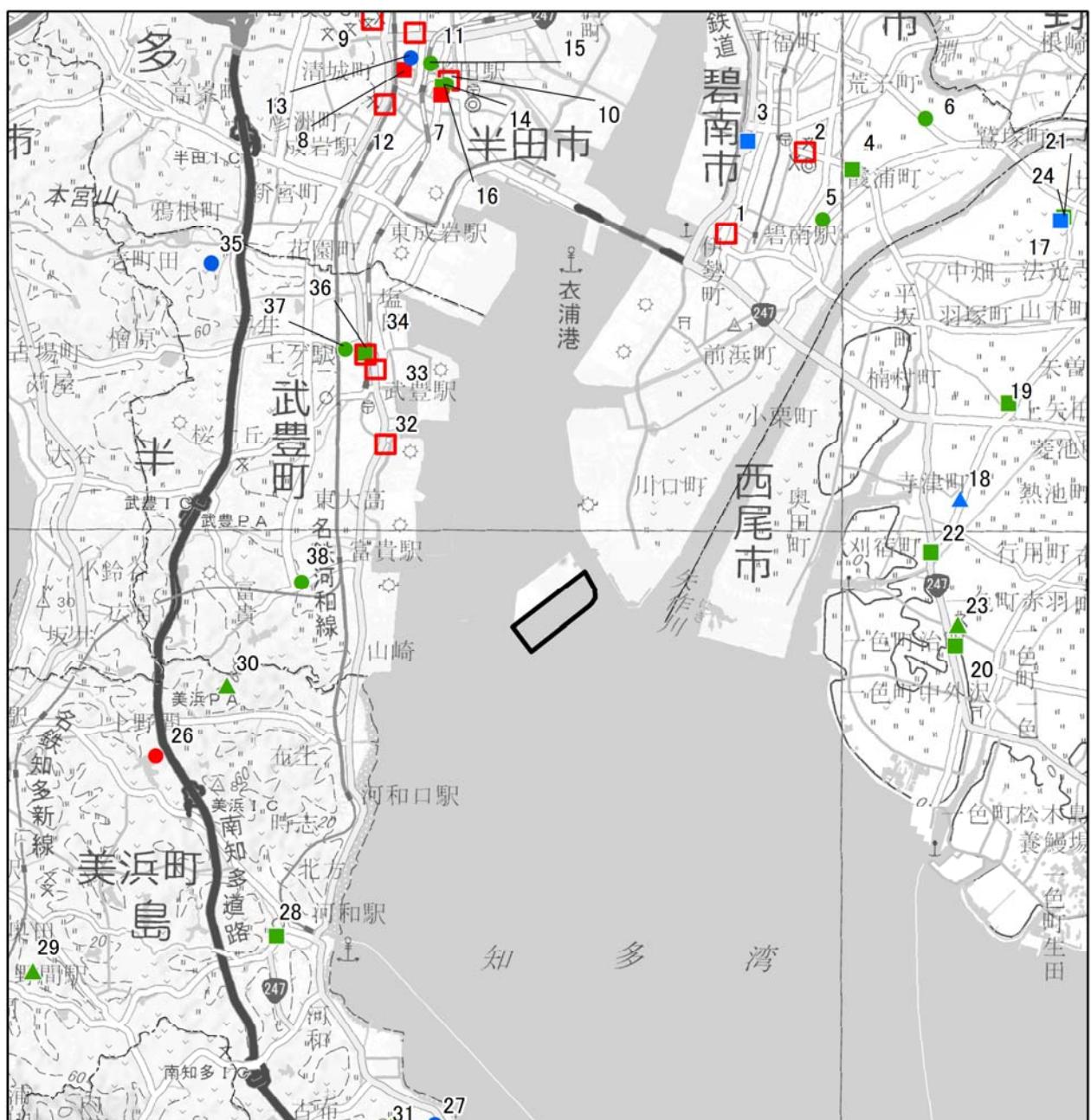
なお、事業実施想定区域に文化財は存在しない。

表 3.3-54 事業実施想定区域及びその周辺における文化財の一覧

番号	市町名	区分	種別	名称
1	碧南市	国登録	有形文化財	建造物 九重味醂大蔵 愛知県立碧南高等学校正門門柱 (旧愛知県碧南国民学校正門)
2		県指定	有形文化財	建造物 熊野神社射小屋並に南山、矢取塚
3		市指定	有形文化財	建造物 経蔵
4			記念物	天然記念物 霞浦神社のケヤキ 広藤園のフジ
5				
6				
7	半田市	国指定	有形文化財	建造物 小栗家住宅 旧中埜家住宅
8		国登録	有形文化財	建造物 旧愛知県半田中学校武道場(七中記念館) 旧中埜半六邸主屋 半田赤レンガ建物(旧カブトビール工場) 愛知県立半田商業高等学校正門門柱 (旧愛知県知多郡立高等女学校正門)
9		県指定	記念物	天然記念物 摂取院のイブキ
10		市指定	有形文化財	建造物 雲觀寺鐘樓 一切経蔵、八角輪蔵
11			記念物	天然記念物 津島社のムクノキ 萬三の白モッコウバラ
12				
13				
14				
15				
16				
17	西尾市	県指定	有形文化財	建造物 実相寺釈迦堂
18		記念物	史跡	枯木宮貝塚
19		市指定	有形文化財	建造物 養寿寺鐘樓門 若一神社日本殿 実相寺方丈 実相寺庫裡 刈宿の大仏
20			記念物	史跡 赤羽根古城跡
21				
22				
23				
24				
25				
26	美浜町	国指定	記念物	天然記念物 鶴の山鶴繁殖地
27		県指定	記念物	天然記念物 阿奈志神社のホルトノキ
28		町指定	有形文化財	建造物 宝篋印塔
29			記念物	史跡 伝 源義朝公最期の地 布土磨砂採掘地一向山 第一河和海軍航空隊防空指揮所
30				
31				
32	武豊町	国登録	有形文化財	建造物 旧国鉄武豊港駅転車台 中定商店大五蔵、昭二蔵、昭三蔵
33				
34				
35		県指定	記念物	天然記念物 壱町田湿地植物群落
36		町指定	有形文化財	建造物 三井家住宅
37			記念物	天然記念物 八幡社のクスノキ群 教福寺のウバメガシ
38				

注) 「25 西尾市のカワバタモロコとウシモツゴ」は所在地不明である。

出典: 「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)、「碧南の文化財(碧南市内指定・登録文化財一覧)」(碧南市ホームページ)、「半田市内の文化財一覧」(半田市ホームページ)、「文化財」(西尾市ホームページ)、「武豊町内の文化財一覧」(武豊町ホームページ)、「美浜町の文化財一覧【令和5年3月28日現在】」(美浜町ホームページ)



凡例

□ : 事業実施想定区域

史跡

天然記念物

建造物

▲ : 県指定

● : 国指定

■ : 国指定

▲ : 市・町指定

● : 県指定

□ : 国登録

● : 市・町指定

■ : 県指定

● : 市・町指定

■ : 市・町指定

注) 「25 西尾市の市指定天然記念物であるカワバタモロコとウシモツゴ」は所在地不明である。

出典: 「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)

「碧南の文化財(碧南市内指定・登録文化財一覧)」(碧南市ホームページ)

「半田市内の文化財一覧」(半田市ホームページ)

「文化財」(西尾市ホームページ)

「武豊町内の文化財一覧」(武豊町ホームページ)

「美浜町の文化財一覧【令和5年3月28日現在】」(美浜町ホームページ)

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-21 文化財の位置

## 5) 景観計画区域等

事業実施想定区域周辺に位置する碧南市及び半田市では「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、「碧南市景観条例」(令和 3 年碧南市条例第 13 号)、「半田市ふるさと景観条例」(平成 6 年半田市条例第 29 号)が制定されている。それぞれの条例に基づき、「碧南市景色づくり計画」(令和 3 年 10 月策定)、「半田市ふるさと景観計画」(平成 22 年 7 月策定)が策定されている。

景観計画区域等は図 3.3-22 に示すとおりであり、事業実施想定区域近辺の陸地は碧南市景色づくり計画により、臨海ゾーンに指定されている。

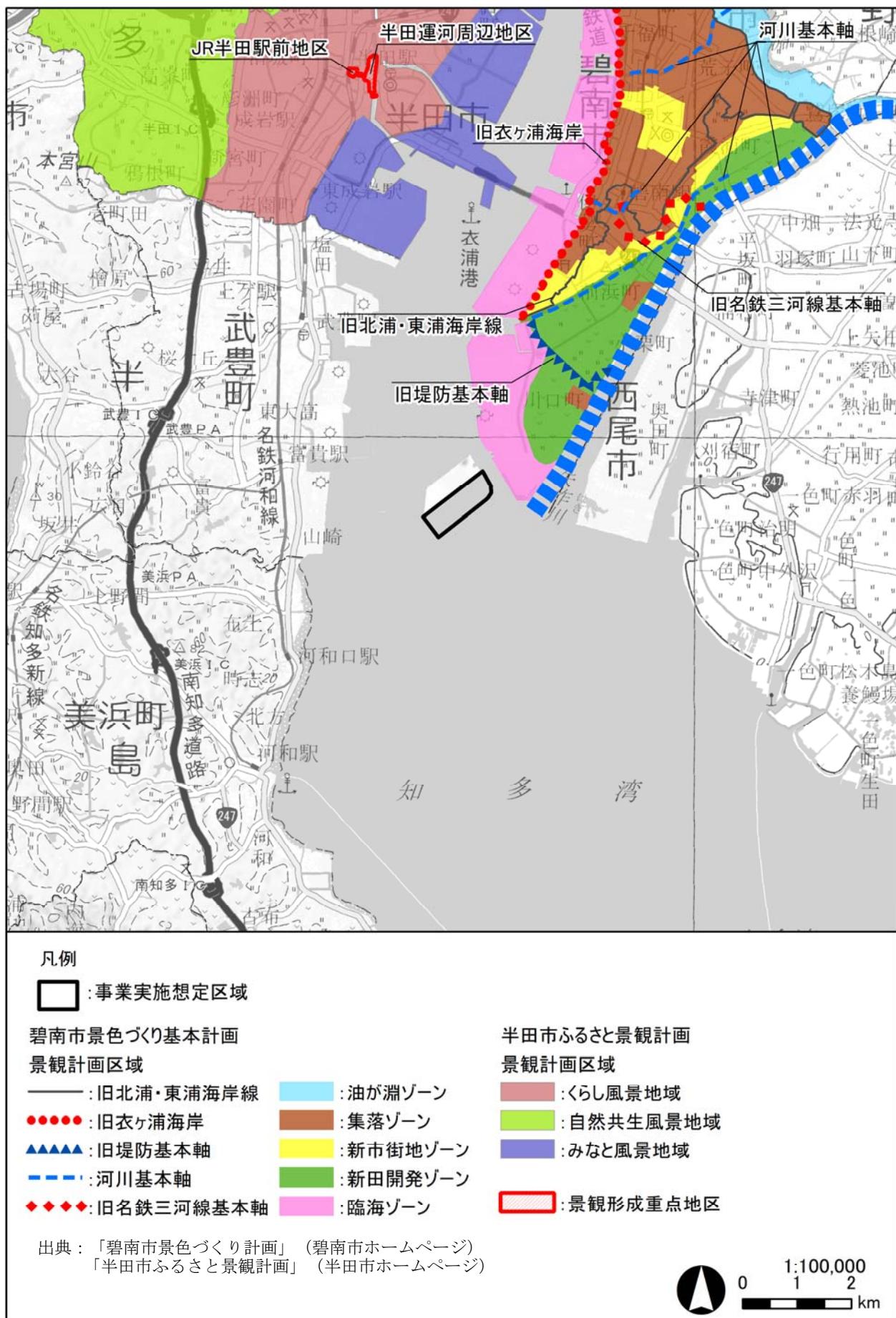


図 3.3-22 景観計画区域等の位置

## 6) 保安林

碧南市、半田市、西尾市、美浜町及び武豊町における保安林の指定状況は表 3.3-55 に、事業想定区域周辺における保安林の位置は図 3.3-23 に示すとおりである。

事業実施想定区域の位置する碧南市には保安林は存在していない。

表 3.3-55 保安林の指定状況

単位 : ha

市町名	総数	水源 かん養 保安林	土砂 流出 防備 保安林	土砂 崩壊 防備 保安林	飛砂 防備 保安林	防風 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	保健 保安林	風致 保安林
碧南市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
半田市	15	-	10	5	-	-	-	-	-	-
西尾市	570	4	534	0	-	1	26	-	4	1
美浜町	353	-	333	4	2	-	2	11	-	-
武豊町	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-

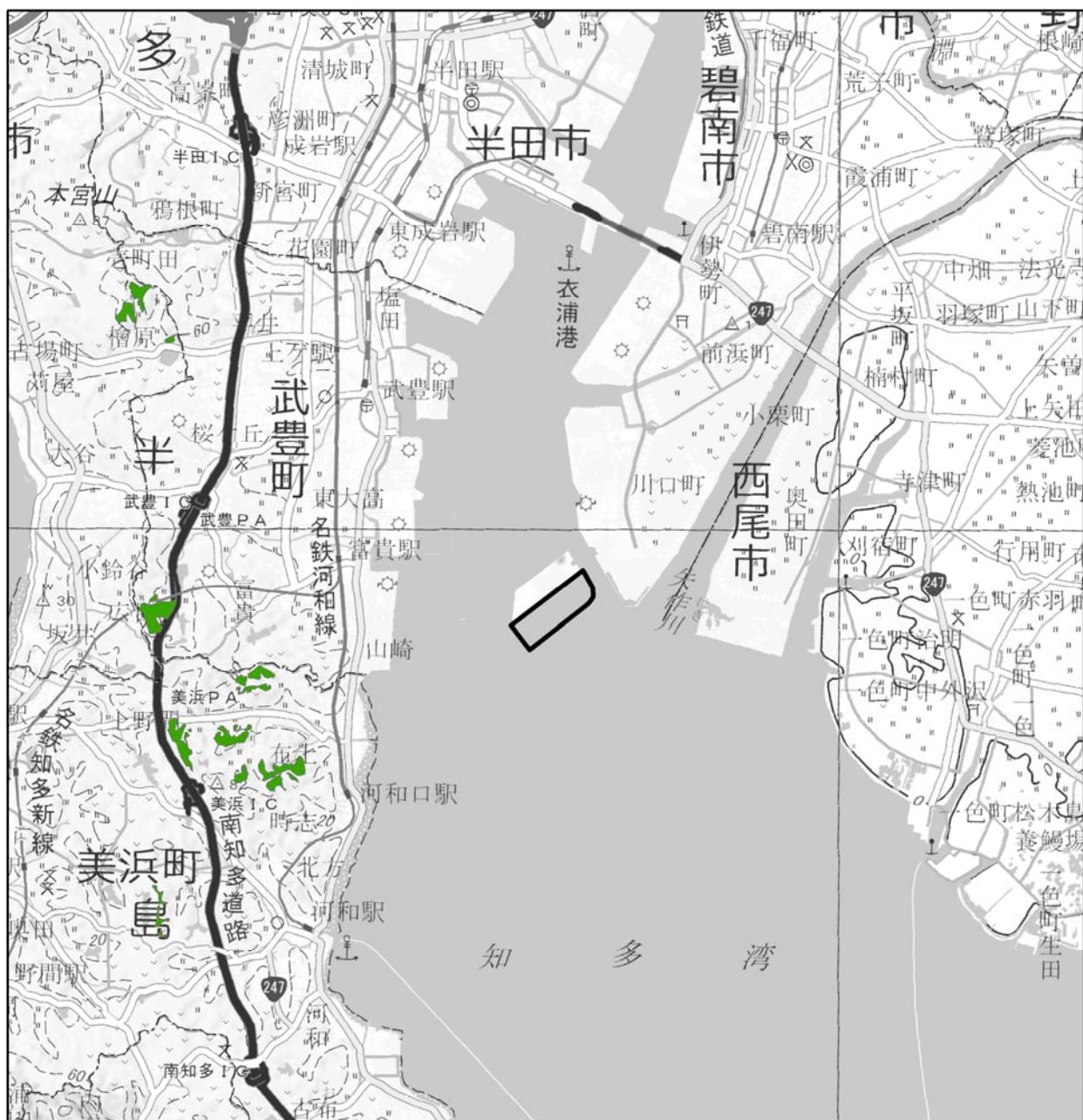
注1) 数値は令和4年3月31日現在。

注2) 国有林を含む。

注3) 兼種保安林は、上位保安林に含まれる。

注4) 各数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：「2023年版「土地に関する統計年報」」（愛知県ホームページ）



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 保安林

出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成23年度）」（国土交通省ホームページ）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-23 保安林の位置

## 7) 海岸保全区域

事業実施想定区域周辺に位置する海岸保全区域の一覧は表 3.3-56 に、位置図は図 3.3-24 に示すとおりである。

事業実施想定区域付近には、愛知県が管理する堤防が位置している。

表 3.3-56(1) 海岸保全区域の一覧

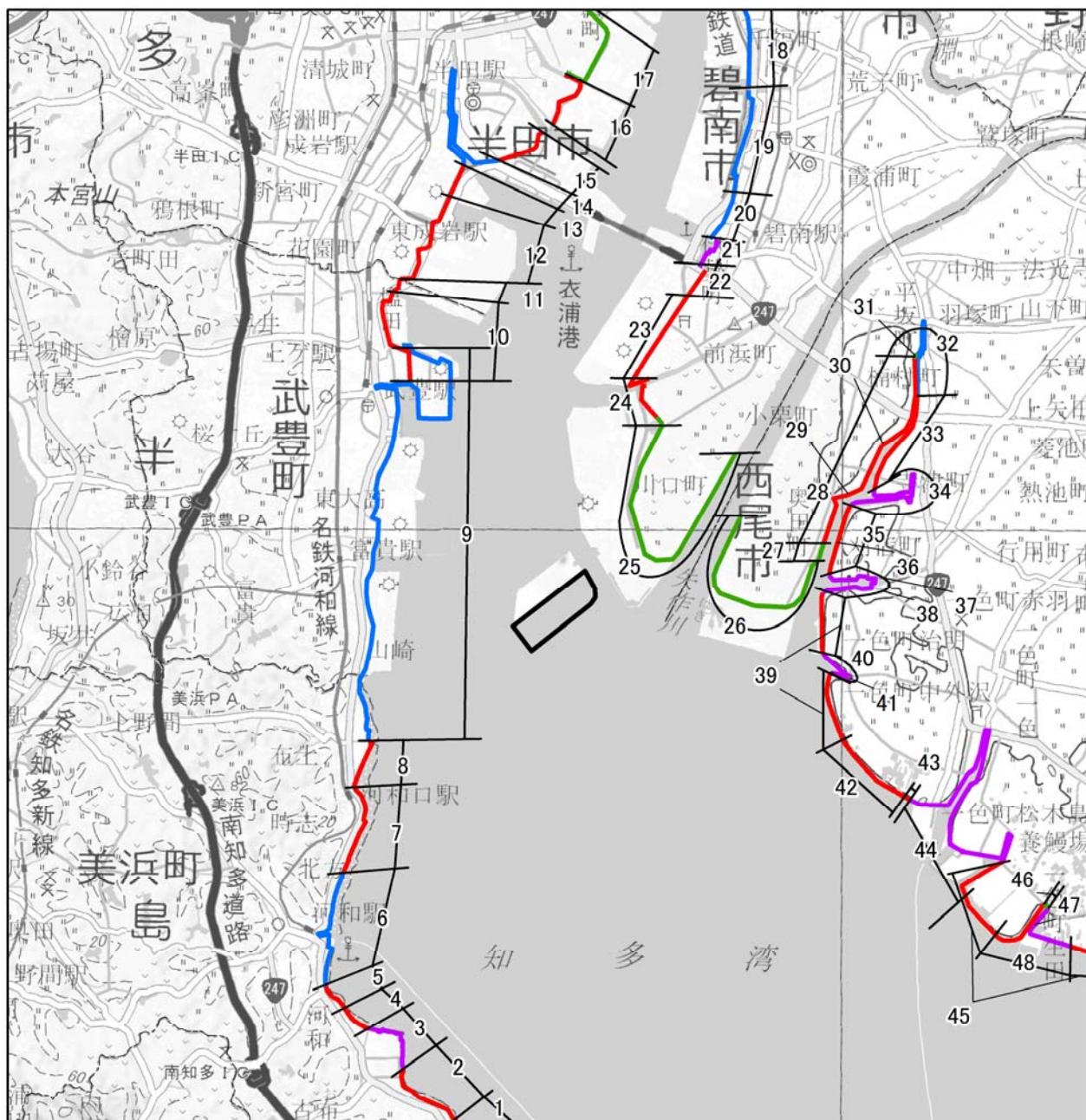
番号	市町	海岸名	地区名	海岸管理者（所管）	種類	規模延長（m）
1	美浜町	美浜	豊丘	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	561
2		美浜	豊丘・古布	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,393
3		美浜	豊丘・古布	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	261
4		河和漁港	河和・浦戸・古布	美浜町（水産庁）	護岸	695
5		美浜	河和・浦戸・古布	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	416
6		美浜	河和	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	442
7		美浜	河和	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	64
8		河和港	北方・河和	愛知県（港湾局）	護岸	2,346
9		美浜	北方・布土	愛知県（水管理・国土保全局）	護岸	1,255
10		美浜	布土	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	977
11	武豊町	衣浦港	富貴・武豊	愛知県（港湾局）	堤防	4,076
12		衣浦港	富貴・武豊	愛知県（港湾局）	護岸	3,019
13		武豊・半田	沢田新田・塩田	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	2,005
14		武豊・半田	北曲輪・川崎	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	230
15	半田市	半田	北曲輪・川崎	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,200
16		半田	新浜・港	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,183
17		衣浦港	半田	愛知県（港湾局）	堤防	789
18		衣浦港	半田	愛知県（港湾局）	護岸	2,427
19		半田	康衛新田	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	660
20		半田	未広・西億田	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,215
21		衣浦港	東億田	愛知県（農村振興局）	堤防	1,900
22	碧南市	衣浦港	新川	愛知県（港湾局）	護岸	1,510
23		衣浦港	新須磨	愛知県（港湾局）	護岸	1,761
24		衣浦港	浜寺	愛知県（港湾局）	護岸	800
25		大浜漁港	北川	愛知県（水産庁）	堤防	422
26		大浜漁港	北川	愛知県（水産庁）	護岸	676
27		碧南	北川	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	452
28		碧南	竜宮・権現	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,760
29		碧南	前浜新田	愛知県（水管理・国土保全局、農村振興局）	堤防（水・国）	560
30		碧南	前浜新田	愛知県（水管理・国土保全局、農村振興局）	堤防（農振）	60
31		衣浦港	碧南	愛知県（農村振興局）	堤防	4,481

出典：「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月、愛知県）

表 3.3-56(2) 海岸保全区域の一覧

番号	市町	海岸名	地区名	海岸管理者（所管）	種類	規模延長(m)
26	西尾市	衣浦港	西尾	愛知県（農村振興局）	堤防	3,139
27		衣浦港	奥田	愛知県（農村振興局）	堤防	236
28		西尾	奥田・平坂	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	3,705
29		衣浦港	小栗	愛知県（農村振興局）	堤防	30
30		衣浦港	西小那	愛知県（農村振興局）	堤防	30
31		衣浦港	市川	愛知県（農村振興局）	堤防	30
32		衣浦港	平坂	愛知県（港湾局）	護岸	1,602
33		西尾	寺津	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,644
34		寺津漁港	寺津・巨海・中根	西尾市（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（水産）	1,696
35		寺津漁港	寺津・巨海・中根	西尾市（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（農振）	60
36		西尾	中根	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	1,043
37		衣浦港	中根	愛知県（農村振興局）	堤防	140
38		栄生漁港	中根	西尾市（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（水産）	740
39		栄生漁港	中根	西尾市（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（農振）	96
40		栄生漁港	治明	西尾市（水産庁）	堤防	880
41		一色	細川	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（水・国）	2,148
42		一色	細川	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（農振）	30
43		一色	細川	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（共管）	30
44		味沢漁港	細川	西尾市（水産庁）	堤防	994
45		衣浦港	細川	愛知県（農村振興局）	堤防	70
46		一色	細川・小藪	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（水・国）	1,142
47		一色	細川・小藪	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（共管）	20
48		一色	一色・藤江・生田	愛知県（水管理・国土保全局）	堤防	35
		一色漁港	一色・藤江・生田	愛知県（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（水産）	5,158
		一色漁港	一色・藤江・生田	愛知県（水産庁）・ 愛知県（農村振興局）	堤防（農振）	235
		一色	生田	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（水・国）	2,239
		一色	生田	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（共管）	52
		衣崎漁港	生田	愛知県（農村振興局）	堤防	40
		衣崎漁港	真野	西尾市（水産庁）	堤防	464
		一色	生田・千間・吉田	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（水・国）	2,174
		一色	生田・千間・吉田	愛知県（水管理・国土保全局、 水国・農振共管）	堤防（共管）	30

出典：「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月、愛知県）



凡例

□ : 事業実施想定区域

海岸保全区域

— : 水管理・国土保全局 所管

— : 港湾局 所管

— : 農村振興局 所管

— : 水産庁 所管

出典：「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月、愛知県）

1:100,000  
0 1 2 km

図 3.3-24 海岸保全区域の位置